

都 留 市
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月
都 留 市

もくじ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状	3
1 人口・世帯等の動向	3
2 子育て施策の実施状況	11
3 ニーズ調査結果のとりまとめ	21
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本的な視点	31
3 施策の体系	32
第4章 施策の展開	34
基本目標1 地域における子育て支援の推進	34
基本目標2 要保護児童へのきめ細かな取組みの推進	38
基本目標3 仕事と家庭生活の両立支援	42
基本目標4 母性並びに乳幼児及び児童の健康の確保・増進	44
基本目標5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	49
基本目標6 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進	55
第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策	59
1 教育・保育提供区域の設定	59
2 幼児期の学校教育・保育事業	60
3 地域子ども・子育て支援事業	62
第6章 計画の推進に向けて	69
1 計画の推進体制	69
2 計画の進行管理	69
資料編	70
都留市子ども・子育て会議条例	70
都留市子ども・子育て会議委員名簿	71
都留市子ども・子育て支援事業計画策定経過	72

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

深刻な少子高齢化の進行により、我が国の総人口が減少傾向となっています。高齢化の進行により死亡数が増加する一方で、少子化が進み出生数は減少しているため、平成60年には総人口1億人を下回ると推計されています。また、平成60年には総人口に対し、子どもが約1割、高齢者が約4割を占めると見込まれており、人口構成比の偏りによる若い世代の負担の増加が予想されています。（「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」より）

平成24年の合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子供の平均数）は、1.41でした。一時期よりは改善していますが、現在の人口を維持するためには2.07まで上昇させなくてはなりません。（「人口動態調査」、「全国人口の再生産に関する主要指標：2012年」より）

国では、少子化対策の一環として、子育て環境の整備・充実に取り組むこととし、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」を施行することとしました。この新制度により、子どもがすこやかに成長できる社会をつくることを目的に、【質の高い幼児期の学校教育・保育の提供】、【家庭や地域での子育て力の向上】、【待機児童の解消】に重点を置くことが決定されました。

平成22年より、本市では『次世代育成支援対策行動計画（平成22～26年度）』に沿って、子どもとその親に対する支援を行ってきました。今年度がその計画の最終年度であることから、新たな法律や制度を反映させた次期計画『子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）』を策定し、本市における子ども・子育て支援の方向性を定めることとします。

2 計画の位置づけ

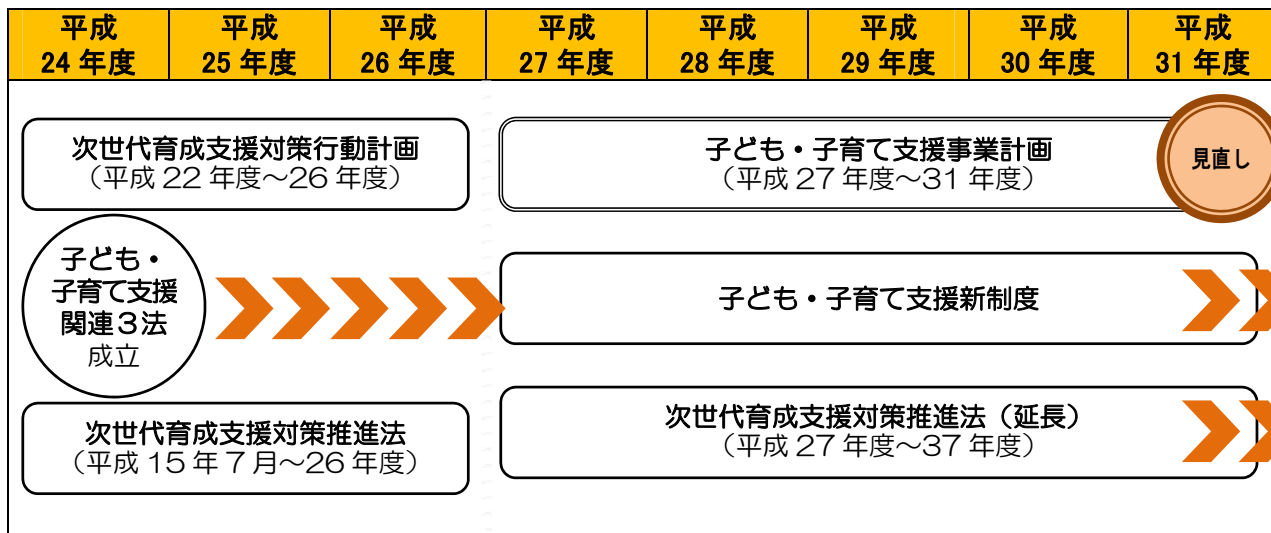
子ども・子育て支援法 第61条

市町村は、基本指針に即して、**五年**を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定される計画であり、子どもの健やかな成長を目的とした環境整備や子育て支援に関する事業についての方向性について定めるものです。
- 本計画は、第5次都留市長期総合計画をはじめとする関連計画との整合性を図るものとし、
- 本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて策定される計画ですが、次世代育成支援対策推進法に基づく**前期計画**「次世代育成支援対策行動計画」の考え方を一部踏襲するものとし、
- 本計画は、子ども・子育て会議内において現状やニーズ調査結果、市民の声について検討を重ねて策定されるものです。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度～31年度の5年間を計画期間としています。次期計画策定に向け、計画の最終年度である平成31年度には、本計画の見直しを行う予定です。また、計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行い、実効性のある計画として機能するよう努めていきます。



4 計画の対象

- 本計画における「子ども」とは、子ども・子育て支援法で定義されている『十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者』とします。

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1 人口・世帯等の動向

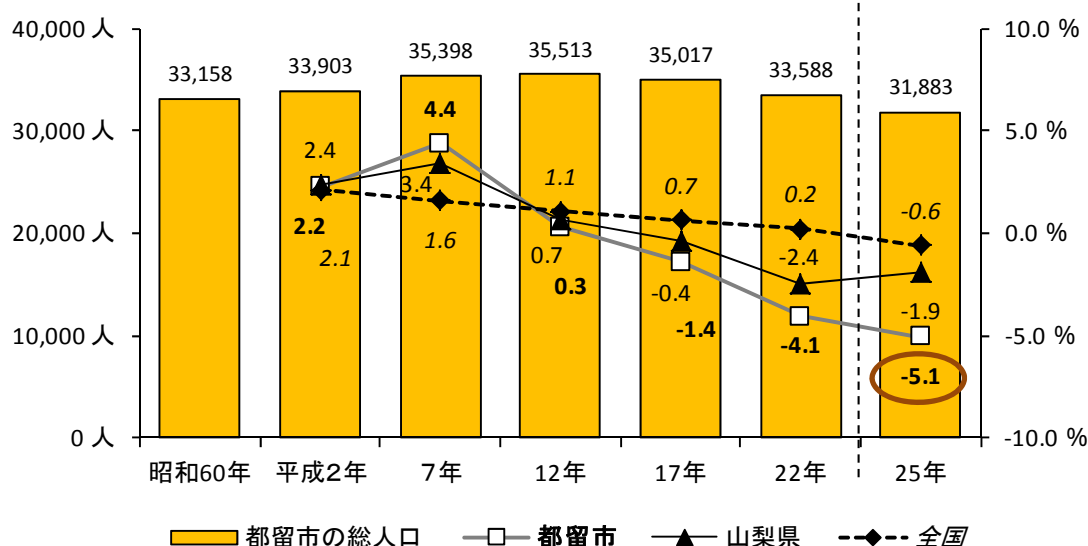
◆人口の動向◆

本市の総人口の推移は、平成12年までは増加し続けていましたが、平成17年に減少に転じて、平成25年では31,883人となっています。

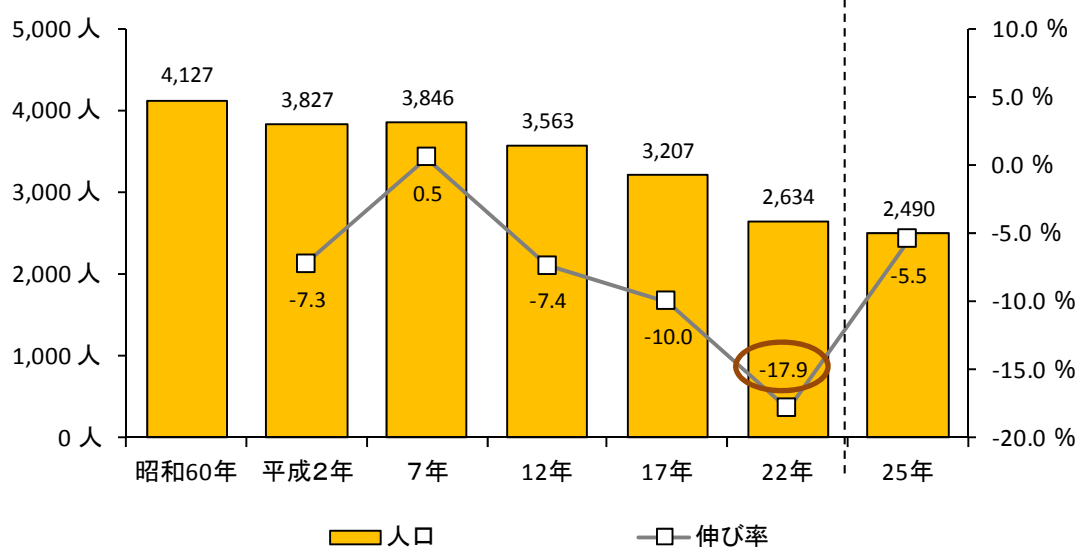
伸び率をみると、平成17年から減少に転じたためマイナス値となり、山梨県や全国の伸び率に比べて、低い伸び率の推移です。特に平成25年は山梨県や全国との差が大きくなっています。

また同様に、0～9歳人口の推移をみると、平成12年から減少し続けており、伸び率からもわかるように、特に平成22年の減少は著しく、伸び率は-17.9%にまで落ち込んでいます。

【人口と伸び率の推移】



【0～9歳人口と伸び率の推移】



資料：「国勢調査」、平成25年は「住民基本台帳」(4月1日現在)

◆人口構成◆

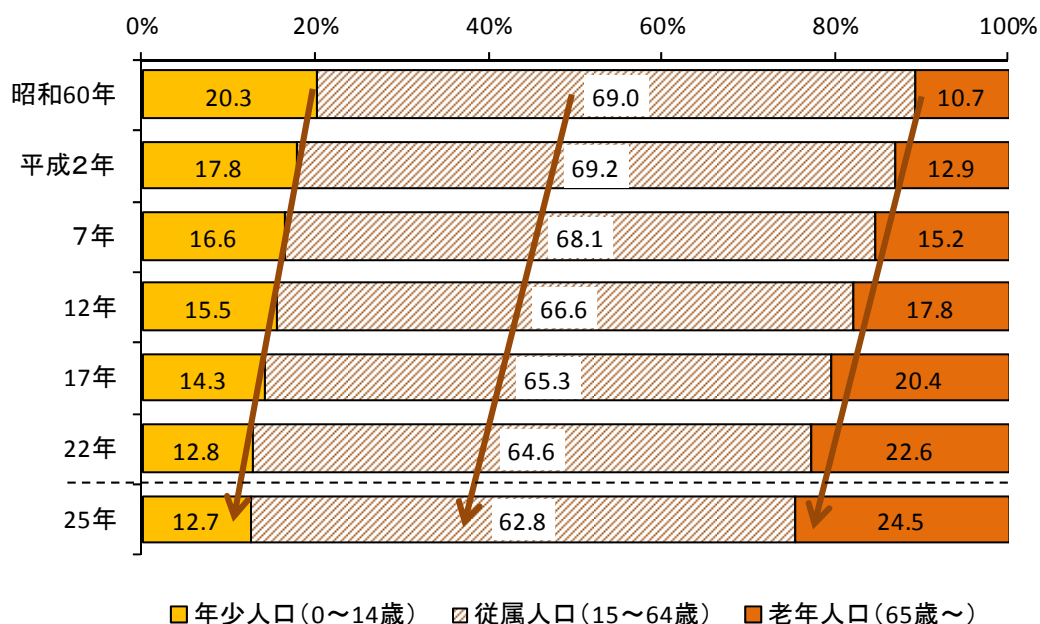
年齢3区分別人口比率の推移をみると、0～14歳までの年少人口は減少し、65歳以上の老年人口が増加する傾向が明確にみられます。特に、平成12年以降は年少人口が老年人口を下回り、平成25年では12.7%となっており、昭和60年と比較して約7.6ポイント減少しています。

こうした少子高齢化の急速な進行は、全国・県においても同じ傾向ですが、平成22年以降の年少人口の割合は、山梨県や全国に比べるとわずかに低い水準となっています。

【年齢3区分別人口構成比の推移（全国・県との比較）】

区分		昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	25年
都留市	0-14歳 (%)	20.3	17.8	16.6	15.5	14.3	12.8	12.7
	15-64歳 (%)	69.0	69.2	68.1	66.6	65.3	64.6	62.8
	65歳以上 (%)	10.7	12.9	15.2	17.8	20.4	22.6	24.5
山梨県	0-14歳 (%)	20.8	18.3	16.6	15.5	14.4	13.4	12.7
	15-64歳 (%)	66.3	66.9	66.3	65.0	63.7	61.9	60.7
	65歳以上 (%)	12.9	14.9	17.1	19.5	21.9	24.6	26.5
全国	0-14歳 (%)	21.5	18.2	16.0	14.6	13.8	13.2	12.9
	15-64歳 (%)	68.2	69.7	69.5	68.1	66.1	63.8	62.1
	65歳以上 (%)	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	25.1

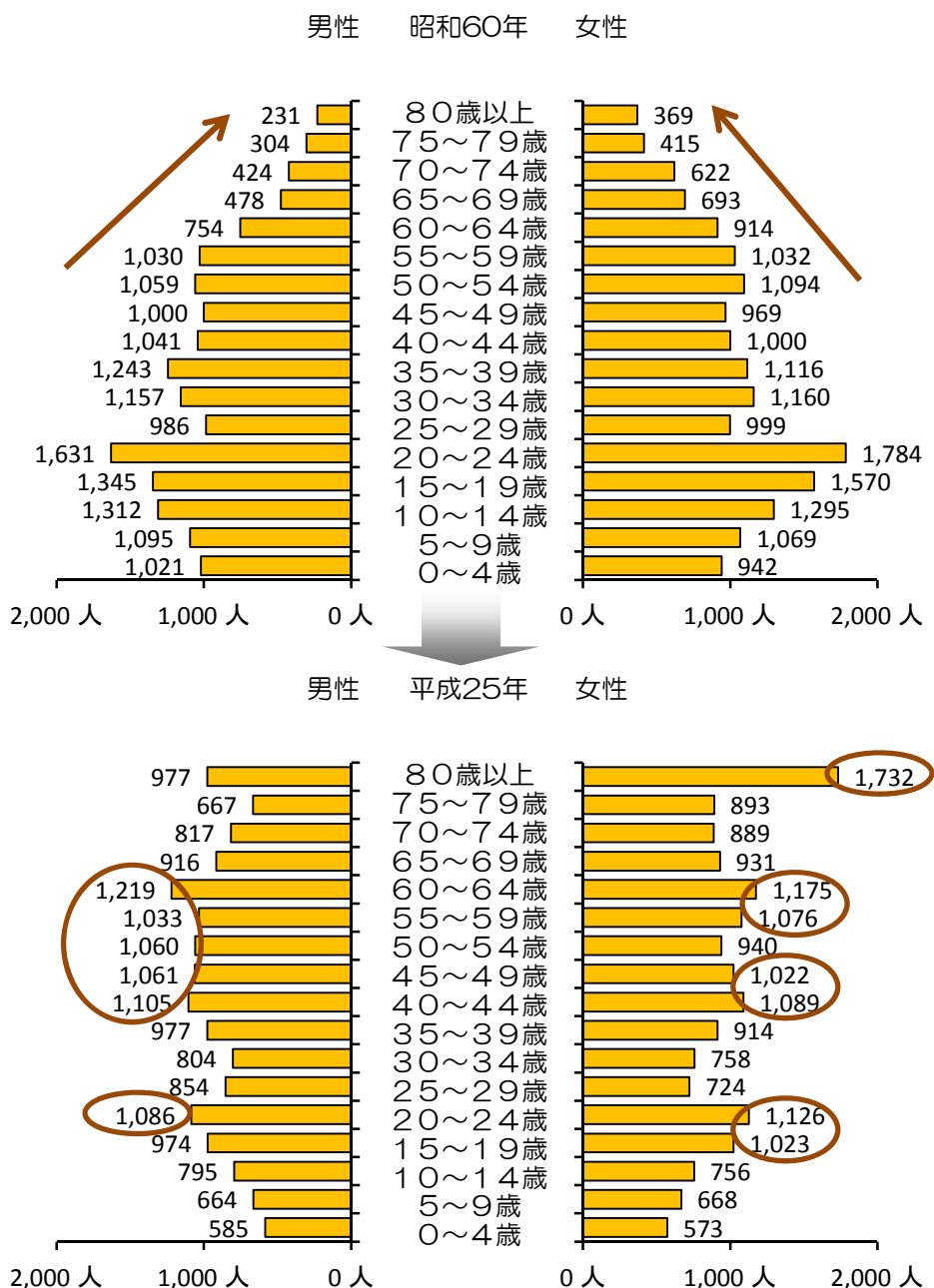
【年齢3区分別人口構成比の推移】



資料：「国勢調査」、平成25年は「住民基本台帳」(4月1日現在)

昭和60年と平成25年の5歳階級別人口を比較すると、昭和60年は、第二次ベビーブームにあたる“団塊ジュニア世代”でピークとなり、年齢が高くなるほど少なくなっています。これに対し平成25年では、女性の80歳以上が最も多く、次いで“団塊世代”や“団塊ジュニア世代”で男女とも人数が多くなっており、いわゆる「変形つぼ型」の形となっています。

【5歳階級別・性別 人口の推移】

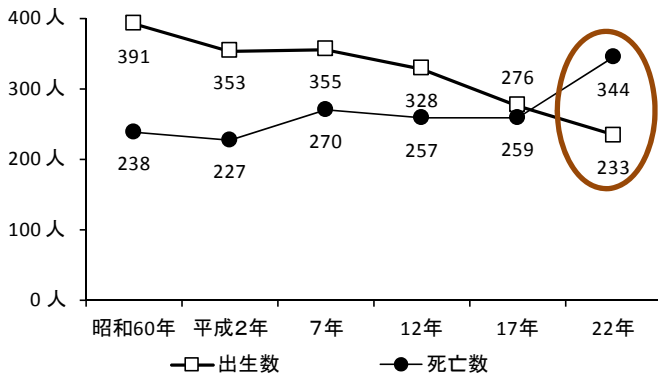


資料：「住民基本台帳」

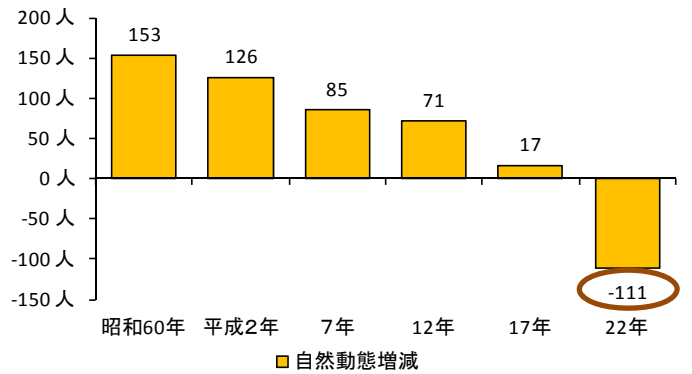
◆自然動態◆

出生数と死亡数の推移をみると、出生数は減少傾向となっており、平成22年は233人となっています。一方、死亡数は増減を繰り返しながらも増加傾向で、特に平成22年の増加が大きく、平成17年から85人増加しています。このため、自然動態の増減（出生数－死亡数）は、平成22年で死亡数が出生数を上回るマイナス値となり、平成22年は111人減となっています。

【出生数と死亡数の推移】



【自然動態増減の推移】

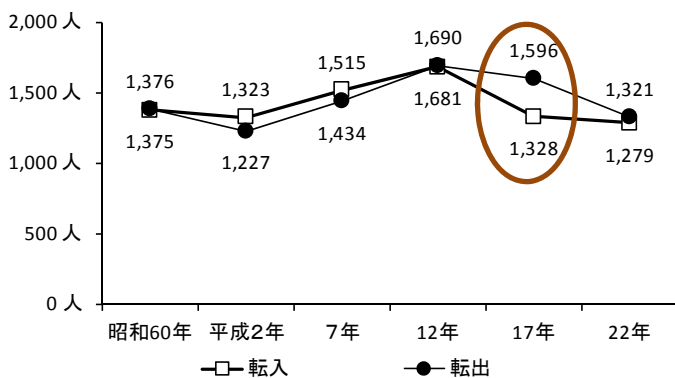


資料：「人口動態統計」

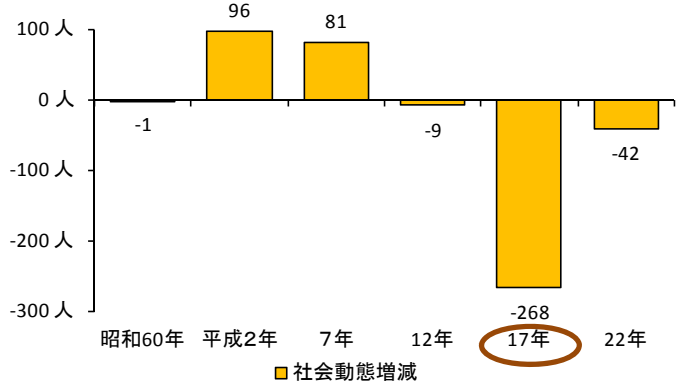
◆社会動態◆

転入数と転出数の推移をみると、転入・転出ともに平成12年が最も多く、以降は減少が続いています。平成22年は転入が1,279人、転出が1,321人となっており、社会動態（転入数－転出数）は、42人減となっています。マイナス値は、平成12年からの10年間続いており、平成17年は転出数が転入数を上回る幅が大きく、268人減となっています。

【転入数と転出数の推移】



【社会動態増減の推移】



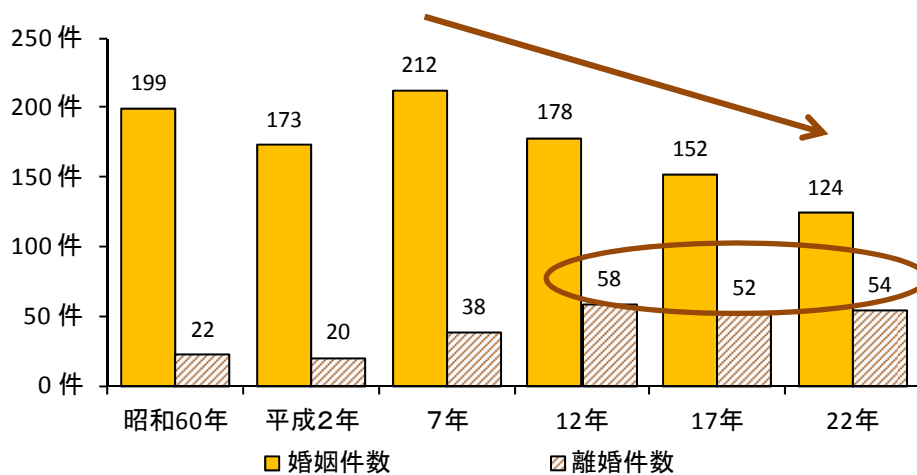
資料：「人口動態統計」

◆婚姻・離婚件数◆

婚姻件数は平成7年まで増減していますが、平成12年以降減少傾向です。平成22年は124件で、平成17年から28件の減少となっています。

一方、離婚件数はわずかな増減がみられるものの、全体的には増加傾向で、平成12年以降は50件を超えて推移しています。

【婚姻・離婚件数の推移】



資料：「人口動態統計」

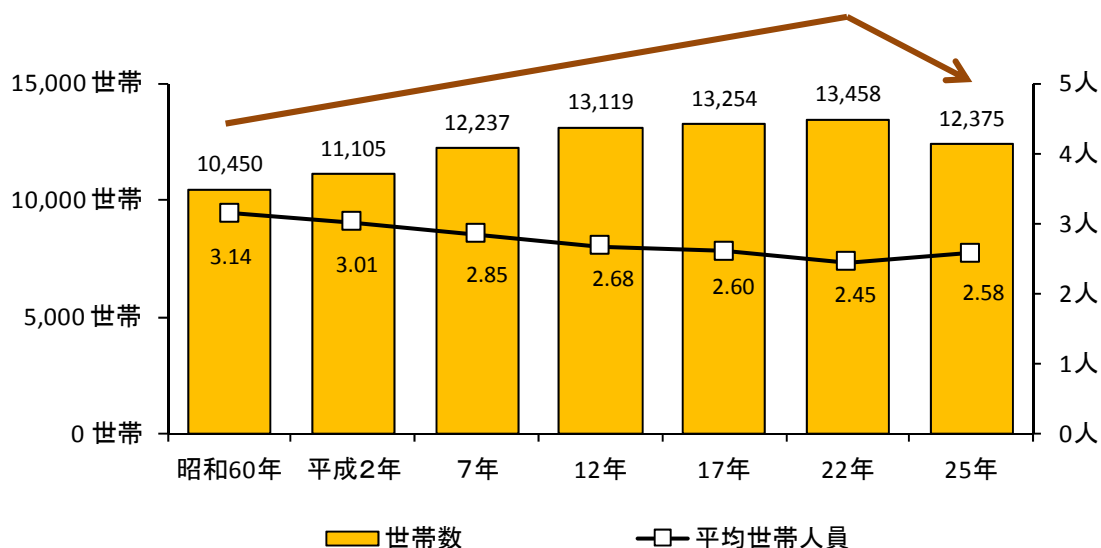
◆世帯構造◆

世帯数は平成22年まで増加傾向ですが、平成25年では減少に転じており、12,375世帯となっています。

一方、平均世帯人員は減少し続けていましたが、世帯数が減少に転じた平成25年には増加になっています。それでも、平成7年以降は3人を下回り、さらに平成22年には2.5人を下回る状況となっています。

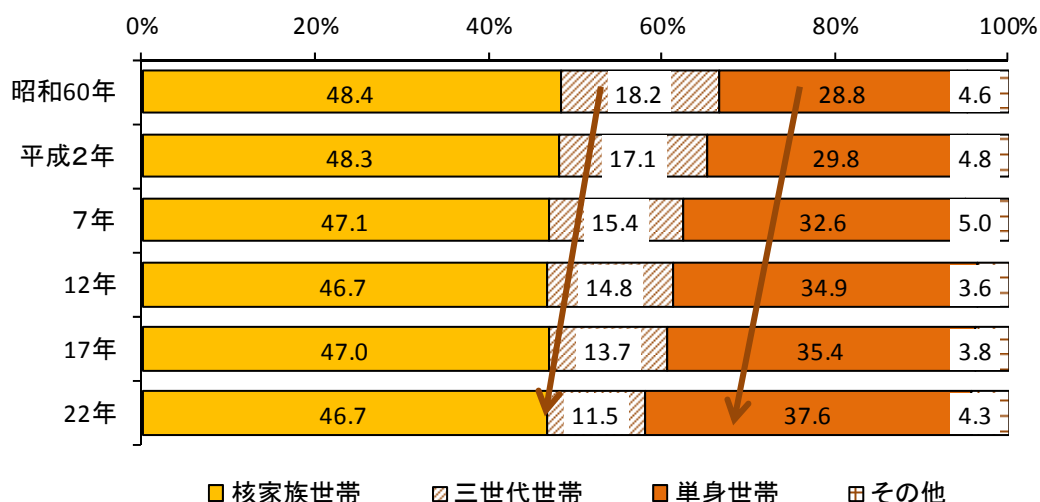
国勢調査でみる世帯構成比率は、三世帯世帯の減少が顕著で、一方単身世帯が増加となっています。単身世帯は昭和60年と平成22年の25年間で、1割近い増加になっています。

【世帯数と平均世帯人員の推移】



資料：「国勢調査」、平成25年は「住民基本台帳」（4月1日現在）

【世帯構成比率の推移】



資料：「国勢調査」

◆産業別就業人口◆

平成 22 年の就業人口は 15,436 人で、第一次産業が 213 人（1.4%）、第二次産業が 5,632 人（36.5%）、第三次産業が 9,276 人（60.1%）となっています。就業人口は平成 7 年までは増加していましたが、平成 12 年から減少に転じています。

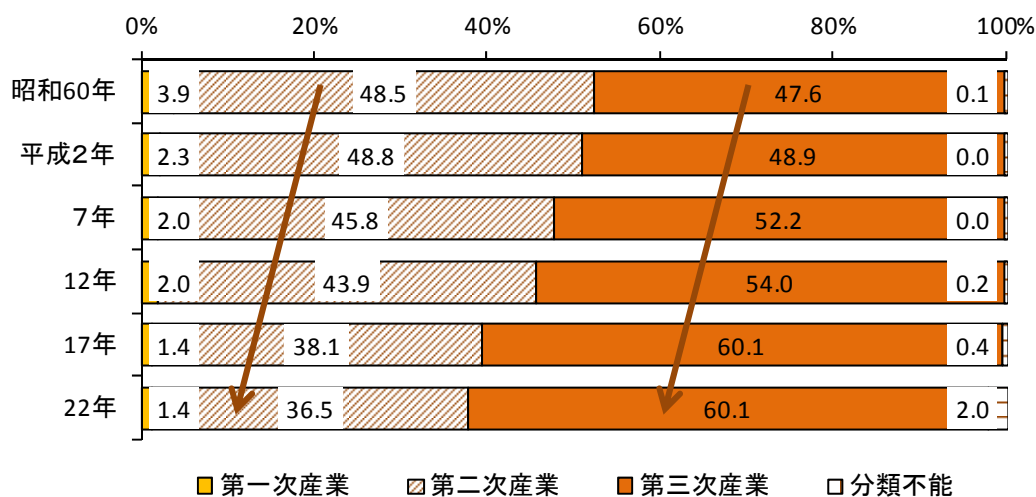
産業別人口の構成比をみると、第三次産業の割合は増加し続けており、平成 17 年から約 6 割を占めています。一方、第一次産業、第二次産業の占める割合が減少しています。

【産業別就業人口の推移】

	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
第一次産業（人）	588	373	346	334	228	213
第二次産業（人）	7,335	7,963	7,984	7,478	6,316	5,632
第三次産業（人）	7,192	7,980	9,105	9,205	9,952	9,276
分類不能（人）	8	7	5	32	69	315
総数（人）	15,123	16,323	17,440	17,049	16,565	15,436

資料：「国勢調査」

【産業別人口比率の推移】

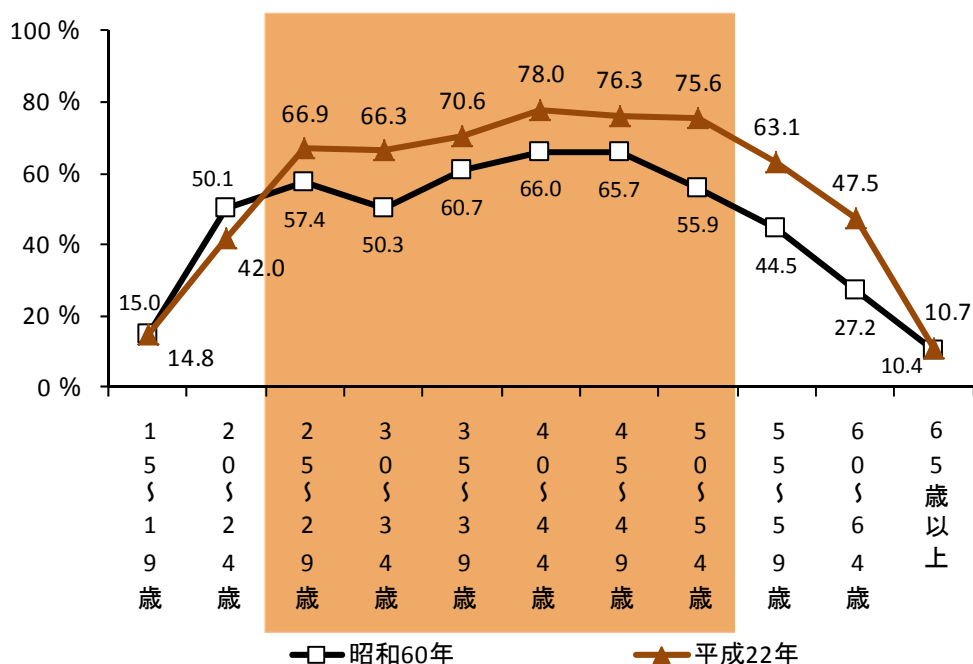


資料：「国勢調査」

◆女性の就業状況◆

女性の就業状況について昭和60年と平成22年を比較すると、昭和60年には、20代の後半で就業率が57.4%と高く、30代前半には50.3%に下がり、30代の後半から40代後半にかけて60%台まで上がるという、いわゆる結婚・出産・子育て期で一旦就業率の低下する“M字曲線”を描いています。しかし、平成22年には、20代前半の就業率が42.0%と半数を下回り、その後は50代後半まで6～7割台で推移しており、昭和60年ほど“M字曲線”ははっきりとしておらず、山形に近くなっています。また、20代の後半から60代前半において就業率は昭和60年より高くなっています。

【女性の年齢層別就業率の推移】



資料：「国勢調査」

2 子育て施策の実施状況

◆認可保育園（所）の状況◆

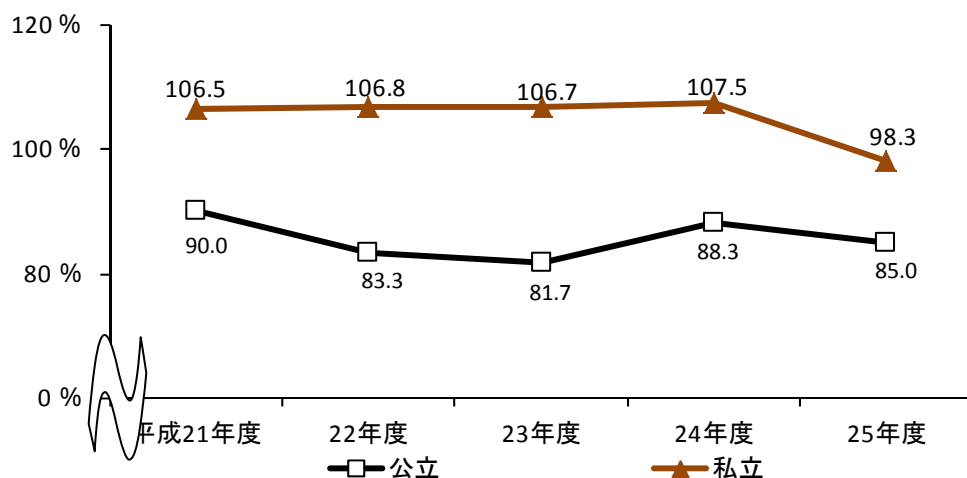
平成 25 年度現在、本市の保育園（所）数は 11 園（公立 1 園、私立 10 園）で、在園児童数は 849 人（公立 51 人、私立 798 人）となっています。

近年、公立保育園（所）における定員数の増減はありません。私立保育園では平成 23 年度から 2 年連続で削減となっていますが、就園率が 100% を越える状況が続いているため、平成 25 年度には 62 人の増加を行っていますが、実際には、前年度を下回り、800 人に満たない 798 人で 98.3% になっています。なお、就園率を全体的にみると、公立では 80%～90% での推移で、いずれも定員を下回る状況で推移しており、一方の私立は、定員を上回る推移となっています。

【保育園（所）・在園児童数の推移】

		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
公立	保育園数（園）	1	1	1	1	1
	認可定員数（人）	60	60	60	60	60
	在園児童数（人）	54	50	49	53	51
	就園率（%）	90.0	83.3	81.7	88.3	85.0
私立	保育園数（園）	10	10	10	10	10
	認可定員数（人）	765	765	760	750	812
	在園児童数（人）	815	817	811	806	798
	就園率（%）	106.5	106.8	106.7	107.5	98.3

【保育園（所）の就園率の推移】



資料：「福祉課」（各年度 4 月 1 日現在）

◆特別保育の状況◆

特別保育の実施箇所数は、大きな変動はみられませんが、延利用者数は年度によって大きく増減しています。特に延長保育、一時保育は変動が顕著で、1,000人、200人などの単位で増減しています。平成25年度は、乳児保育が11か所439人、延長保育が7か所12,403人、一時預かり保育が4か所658人、障害児保育が5か所6人、病児病後児保育が1か所343人で実施されています。

平成25年度における各特別保育の内訳は、乳児保育が11か所全ての保育園の実施で、円通保育園、東桂保育園の延利用者数が70人台と多くなっています。延長保育は、実施保育園が7か所の実施で、開地保育園が3,588人と最も多くなっています。一時預かり保育は、長生保育園が312人で最も多くなっています。

【特別保育の実施状況の推移】

		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
乳児保育	実施箇所数(所)	11	11	11	11	11
	延利用者数(人)	412	379	380	354	439
延長保育 (11時間以上)	実施箇所数(所)	-	7	7	7	7
	延利用者数(人)	-	11,499	11,606	13,030	12,403
一時預かり保育	実施箇所数(所)	3	3	4	5	4
	延利用者数(人)	700	444	629	467	658
障害児保育	実施箇所数(所)	5	4	4	4	5
	実利用者数(人)	12	10	5	4	6
病児・病後児保育	実施箇所数(所)	1	1	1	1	1
	延利用者数(人)	270	485	520	498	343

資料：「福祉課」

【各特別保育の状況】

保育所名	乳児保育 延利用者数(人)	延長保育 延利用者数(人)	一時的保育 延利用者数(人)	障害児保育 実利用者数(人)
宝保育所	21	-	-	-
円通保育園	76	1,600	-	-
長生保育園	51	2,598	312	1
東陽保育園	51	553	-	1
三吉保育園	60	-	-	1
境保育園	27	1,850	26	-
盛里保育園	13	-	-	-
さくら保育園	18	-	-	-
川茂保育園	18	574	100	2
開地保育園	31	3,588	220	1
東桂保育園	73	1,640	-	-

資料：「平成25年度実績報告書」

◆地域子育て支援センターの状況◆

平成 26 年 4 月 1 日現在、本市には 4 か所の地域子育て支援センターがあり、下表の通りとなります。

【地域子育て支援センターの状況】

開設場所	所在地	開設日時
子どもの部屋	都留市つる2-3-23 ひまわり幼稚園内	月曜～金曜 9:00～17:30
ふれあいくらぶ	都留市桂町1239-1 東桂保育園内	月曜～土曜 9:30～15:30
たけのこひろば	都留市下谷2954-3 長生保育園内	月曜～金曜 9:00～14:00
開地保育園	都留市小野623 開地保育園内	月曜～金曜 8:30～13:30

資料：「平成 26 年度事業実施計画書」(平成 26 年 4 月 1 日現在)

◆ファミリーサポートセンターの利用状況◆

実施状況報告書によると、ファミリーサポートセンターの利用者数は平成 24 年度が 12 人、平成 25 年度が 26 人となっています。

◆認可外保育施設の状況◆

認可外保育施設の状況は、平成 25 年度現在、病院内に 3 施設が設置されており、利用者数は 39 人となっています。

◆幼稚園の状況◆

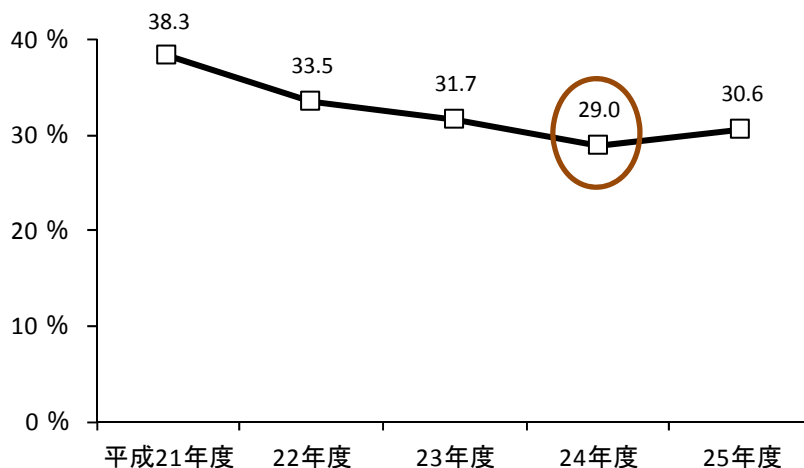
平成 25 年度現在、本市の幼稚園数は 2 園（私立のみ）で、在園児童数は 147 人となっています。

近年、定員数の増減はありませんが、就園率は減少傾向にあり、平成 24 年度では、29.0%と 3 割を下回っています。

【幼稚園・在園児童数の推移】

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
幼稚園数 (園)	2	2	2	2	2
認可定員数 (人)	480	480	480	480	480
在園児童数 (人)	184	161	152	139	147
就園率 (%)	38.3	33.5	31.7	29.0	30.6

【幼稚園の就園率の推移】



資料：「学校基本調査」(各年度 5 月 1 日現在)

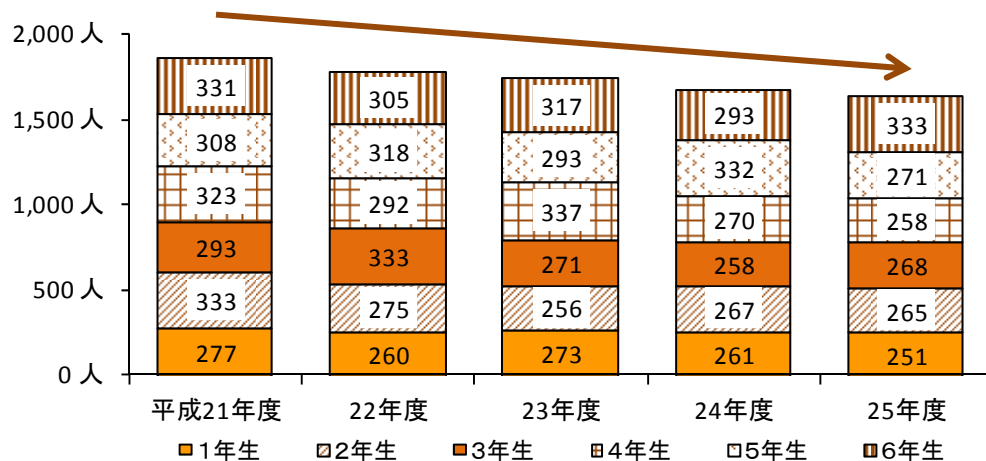
◆小学校の状況◆

平成25年度現在、本市の小学校数は8校です。児童数は年々減少しており、平成21年度から平成25年度の5年間で200人以上の減少となっており、平成25年度では1,646人となっています。平成24年度からは、2年連続して1年生の児童数が減少しているの
で、全体的な減少に影響していますが、転出の多い年もみられ、要因は出生数の減少と
転出の2つが考えられます。

【小学校数・小学校児童数の推移】

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校数(校)	8	8	8	8	8
1年生	277	260	273	261	251
2年生	333	275	256	267	265
3年生	293	333	271	258	268
4年生	323	292	337	270	258
5年生	308	318	293	332	271
6年生	331	305	317	293	333
合計(人)	1,865	1,783	1,747	1,681	1,646

【小学校児童数の推移】



資料:「学校基本調査」(各年度5月1日現在)

◆放課後児童クラブ（学童保育）の状況◆

児童数の減少傾向に対し、放課後児童クラブ（学童保育）は在籍者数に増加傾向がみられます。平成 25 年度現在、8 学区、11 クラブで運営されており、在籍数は 391 人となっています。平成 25 年度の在籍数は、前年から減少となっていますが、過去 5 年間で、平成 24 年度までは増加し続けています。

なお、平成 25 年度における各放課後児童クラブ（学童保育）の設置状況は、下表の時間帯で実施されています。

【放課後児童クラブ（学童保育）実施状況の推移】

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施箇所（所）	10	11	11	11	11
在籍者数（人）	357	366	388	402	391
谷村地区さわやか第一教室	41	42	40	32	38
谷村地区さわやか第二教室	36	36	36	42	45
宝地区宝じゃりんこの会	26	27	22	34	30
東桂地区桂っ子クラブ	71	63	59	76	62
東桂地区元気っ子クラブ	39	45	61	58	57
禾生地区なかよし第一教室	27	30	27	13	12
禾生地区なかよし第二教室	28	28	25	13	18
禾生第二小学校地区わんぱく教室	26	26	30	29	25
開地地区とまとクラブ	37	27	35	38	29
三吉地区みよっこクラブ	26	28	32	36	40
盛里地区旭にこにこクラブ	-	14	21	31	35

資料：「毎月利用状況報告書」（各年度 3 月 31 日現在）

【放課後児童クラブ（学童保育）設置状況（平成 25 年度）】

クラブ名	開館日時	長期休暇時の対応	放課後児童指導員(人)
谷村地区さわやか第一教室	平日 13:00 ~ 18:30	8:00 ~ 18:30	2
谷村地区さわやか第二教室	平日 13:00 ~ 18:00	8:00 ~ 18:00	4
宝地区宝じゃりんこの会	平日 下校時 ~ 18:00	7:45 ~ 18:00	8
東桂地区桂っ子クラブ	平日 12:00 ~ 19:00	8:00 ~ 19:00	8
東桂地区元気っ子クラブ	平日 12:00 ~ 19:00	8:00 ~ 19:00	9
禾生地区なかよし第一教室	平日 14:00 ~ 18:00	8:00 ~ 18:00	5
禾生地区なかよし第二教室	平日 14:00 ~ 18:00	8:00 ~ 18:00	4
禾生第二小学校地区わんぱく教室	平日 13:30 ~ 18:00	8:00 ~ 18:00	6
開地地区とまとクラブ	平日 下校時 ~ 18:00	8:00 ~ 18:00	7
三吉地区みよっこクラブ	平日 13:00 ~ 18:30	8:00 ~ 18:30	7
盛里地区旭にこにこクラブ	平日 下校時 ~ 18:00	8:00 ~ 18:00	9

資料：「毎月利用状況報告書」（平成 26 年 3 月 31 日現在）

◆民生委員・児童委員の状況◆

民生委員・児童委員は、下表の5年間では81人、82人の推移となっています。性別にみると、平成21年度は女性が男性を12人上回っていましたが、女性は減少、男性が増加の傾向で、平成25年度では同数に近い状態になっています。なお、民生委員・児童委員数には増加がないのに対し、1人あたりの担当世帯数は増加傾向で、平成25年度には、平成21年度から12世帯増加の174世帯となっています。

相談件数は減少傾向にあり、平成23年度からは2,000件台になっています。

【家庭児童相談 相談件数の推移】

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
民生委員・児童委員による 相談件数(件)	3,668	3,247	2,368	2,441	2,230
民生委員・児童委員数(人)	82	82	81	81	82
男性委員数(人)	35	38	38	38	40
女性委員数(人)	47	44	43	43	42
1人あたり担当世帯数(世帯)	162	164	166	172	174

資料：「民生委員児童員名簿」(各年度12月1日現在)

◆虐待通報の状況◆

虐待の通告件数は、平成23年度で2桁と、多くなっています。ほとんどの年で実件数が通告件数を上回っています。特に、平成25年度は、実件数が通告件数の2倍以上になっています。

【虐待通告件数の推移】

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
通告件数(件)	5	9	14	5	6
非該当件数(件)	0	0	0	0	0
実件数(件)	5	12	26	9	13
処遇数(件)	5	12	26	9	13

資料：「福祉課」

◆家庭児童相談の状況◆

家庭児童相談の相談件数は、平成23年度以降、3年連続で増加しています。特に平成24年度、25年度のいずれも100件前後の著しい増加となっています。相談内容別の件数は、年度によって大きく異なっており、平成24年度では概ね50件前後で分散していますが、平成25年度は「家族関係」「環境福祉」に相談が偏っており、この2項目は100件を超えています。

【家庭児童相談 相談件数の推移】

事業名		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
家庭児童相談 (重複あり) 相談内容別相談件数	性格・生活習慣等 (件)	31	21	54	48	22
	知能・言語 (件)	0	6	7	34	2
	学校生活 (件)	23	60	29	52	62
	家族関係 (件)	65	40	17	58	116
	心身障害 (件)	5	2	0	0	1
	非行 (件)	39	10	12	48	37
	環境福祉 (件)	64	13	58	44	118
	その他 (件)	6	9	0	2	14
	合計 (件)	233	161	177	286	372

資料：「家庭相談員件数」(各年度3月31日現在)

保健指導・相談事業として、下表のような事業を実施しています。妊婦、乳幼児健康相談は、概ね500人台の推移ですが、平成22年度は814人と著しく多くなっています。すこやか相談は、平成23年度からの実施回数の減少に伴い、延利用者数は減少しています。

【保健指導・相談事業実施状況の推移】

事業名	対象者		平成21年度	22年度	23年度	24年度
妊婦、乳幼児健康相談	妊産婦 乳幼児	実施回数 (回)	随時	随時	随時	随時
		延利用者数 (人)	574	814	533	556
すこやか相談	産婦 乳幼児	実施回数 (回)	8	8	6	5
		延利用者数 (人)	21	20	10	13

資料：「事務報告書」(各年度3月31日現在)

訪問指導事業として、下表のような事業を実施しています。母子訪問指導、乳幼児全戸訪問事業のいずれも、平成22年度が最も多く、以降2年連続で減少しています。

【訪問指導事業実施状況の推移】

事業名	対象	平成21年度	22年度	23年度	24年度
母子訪問指導	妊産婦・乳幼児	66	84	81	75
乳幼児全戸訪問事業	乳幼児	175	216	188	195

資料：「事務報告書」(各年度3月31日現在)

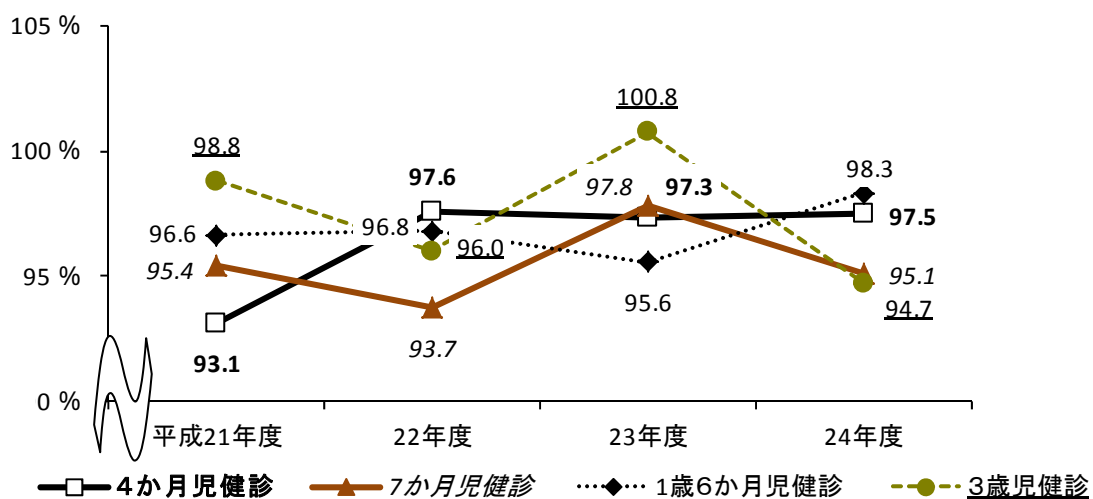
◆母子保健事業の状況◆

乳幼児健康診査の受診率は、各健康診査で増減を繰り返していますが、概ね90%以上の高い受診率で推移しています。平成23年度では、すべての健康診査で95%以上の受診率となっています。

【乳幼児健康診査の受診状況の推移】

事業名		平成21年度	22年度	23年度	24年度
4か月児健診	該当児(人)	218	247	225	238
	受診児(人)	203	241	219	232
	受診率(%)	93.1	97.6	97.3	97.5
7か月児健診	該当児(人)	218	239	232	226
	受診児(人)	208	224	227	215
	受診率(%)	95.4	93.7	97.8	95.1
1歳6か月児健診	該当児(人)	268	220	225	236
	受診児(人)	259	213	215	232
	受診率(%)	96.6	96.8	95.6	98.3
3歳児健診	該当児(人)	254	275	262	228
	受診児(人)	251	264	264	216
	受診率(%)	98.8	96.0	100.8	94.7

【乳幼児健康診査の受診率の推移】



資料:「事務報告書」(各年度3月31日現在)

健康教育事業として、下表のような事業を実施しています。参加状況の増減は、各事業によって異なりますが、わんぱく講座、すくすく教室といった2歳児以上の事業は、参加者数の減少傾向がみられます。

【健康教育事業実施状況の推移】

資料：「事務報告書」(各年度3月31日現在)

◆各種手当・助成の受給状況◆

子育て家庭への経済的支援として、下表のような手当・助成事業を実施しています。児童手当延べ児童数・児童扶養手当受給者数は、平成23年度で一旦減少していますが、概ね増加傾向です。

各種助成受給件数は、乳幼児医療費助成が延べ件数で、増加しており、特に平成22年度には前年度より1万件以上増加しています。これに対し、母子家庭等医療費助成件数は、減少傾向です。不妊治療費の助成は、平成22年度と24年度で、2桁に達しています。

【各種手当受給の推移】

	平成21年度	22年度	23年度	24年度
児童手当延べ児童数(件)	37,007	47,696	46,319	49,076
児童扶養手当受給者数(受給資格者数)(件)	262	278	265	277
特別児童扶養手当(件)	47	44	46	44
障害児手当(件)	14	17	16	-

資料：「主要施策の成果説明書(事務報告書)」(各年度3月31日現在)

【各種助成受給の推移】

	平成21年度	22年度	23年度	24年度
乳幼児医療費助成(延べ件数)	32,538	42,922	46,504	49,895
母子家庭等医療費助成(件)	6,477	6,259	6,160	6,223
重度心身障害者等医療費助成(件)	935	944	949	946
不妊治療費助成(延べ件数)	2	11	8	12
母子家庭等入学祝金(件)	40	30	21	32

資料：「主要施策の成果説明書(事務報告書)」(各年度3月31日現在)

◆公園の状況◆

都市公園法に基づく公園が、市内には8か所設置されています。また、児童が遊べる広場は、市内全域に66か所あります。

【公園の整備状況】

公園名称	所在地	概要
楽山公園	都留市上谷2140番地	
城南公園	都留市上谷一丁目287番地	
玉川公園	都留市玉川637番地	夜間照明
都留市総合運動公園	都留市上谷1923番地	野球場（楽山公園）
サン玉川公園	都留市下谷2809番地の36	
富士見坂公園	都留市上谷一丁目322番地	
二ノ側公園	都留市田原二丁目1128番地	
三ノ側公園	都留市田原二丁目1149番地	

◆地域活動の状況◆

地域活動団体は、子ども会数が平成23年度に2団体減少、スポーツ少年団が平成22年度に2団体減少しています。参加人数は、やや増減がみられるものの全体的には減少傾向にあり、平成21年度と25年度の5年間でみると、子ども会は250人の減少、スポーツ少年団は104人の減少、ボーイスカウトは26人の減少、ガールスカウトは人数に変化なしとなっています。

【地域活動の実施状況の推移】

		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
子ども会	子ども会数（団体）	82	82	80	80	80
	人数（人）	2,968	2,559	2,987	2,845	2,718
スポーツ少年団	回数（団体）	28	26	26	26	26
	人数（人）	529	472	497	417	425
ボーイスカウト	回数（団体）	1	1	1	1	1
	人数（人）	73	61	51	51	47
ガールスカウト	回数（団体）	1	1	1	1	1
	人数（人）	40	40	40	40	40

資料：「体育振興会・学びのまちづくり」（各年度6月30日現在）

3 ニーズ調査結果のとりまとめ

1. 調査設計

- (1) 対象地域：都留市全域
 (2) 調査期間：平成 25 年 11 月 15 日～平成 25 年 11 月 25 日
 (3) 調査方法：①未就学児童 施設配布・施設回収（未就園児は郵送配布・郵送回収）
 ②小学校低学年児童 学校配布・学校回収

2. 回収状況

	対象者数	有効回収数	有効回収率
未就学児童世帯	1,342 サンプル	825 サンプル	61.5%
小学校低学年児童世帯	788 サンプル	666 サンプル	84.5%

3. 注意事項

- ・結果は百分率で表示し、数表・グラフの百分率は小数第2位を四捨五入している。そのため、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。また、複数回答可の設問は、全ての比率を合計すると 100.0%を超えることがある。
- ・グラフ中の「N (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表している。
- ・スペースの関係で、主な結果のみ掲載している。また、文言が長い選択肢については、一部省略している。

1 基本属性《未就学＋小学生》

◆お住まいの地域・対象者の年齢（平成 25 年 11 月 1 日現在）◆

	谷村	三吉	開地	東桂	宝	禾生	盛里	不明
地域	19.5%	8.4%	7.6%	23.1%	7.5%	27.0%	4.7%	2.2%

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
年齢	5.4%	7.6%	7.3%	8.7%	8.4%	9.7%	11.5%	13.3%	14.8%	13.3%

◆主な養育者◆

「父母ともに」54.5% > 「主に母親」43.0% > 「主に祖父母」1.3%

「父母ともに」子育てを行っている人が半数以上

2 子育て環境について《未就学＋小学生》

◆日常的養育者◆

【未就学】「母親」89.9% > 「父親」53.8% > 「保育所（園）」51.6% > 「祖父母」36.0%
 【小学生】「母親」91.9% > 「小学校」61.4% > 「父親」55.4% > 「祖父母」41.1%

◆子育てに影響する環境◆

【未就学】「家庭」95.2% > 「保育所（園）」63.9% > 「地域」22.1% > 「幼稚園」22.0%
 【小学生】「家庭」92.2% > 「小学校」89.0% > 「学習塾・各種教室・運動クラブ」25.2%

◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無◆

【祖父母等の親族】日常的：48.8% 緊急時・用事の際：51.2%
 【友人・知人】日常的：3.3% 緊急時・用事の際：11.5%

◆相談先の有無◆

「いる」 97.4%

◆相談先◆（「いる」方のみ）

【未就学】「祖父母等の親族」86.3% > 「友人や知人」82.7% > 「保育園や幼稚園の先生」46.2%
 【小学生】「友人や知人」80.9% > 「祖父母等の親族」79.6% > 「小学校教諭」29.6%

親族に日常的 / 緊急時・用事の際にみてもらえる人はそれぞれ半数程度
 9割以上の方は、相談先が「いる（ある）」と回答しており、
 「親族」、「友人や知人」が主な相談先

3 就労状況について《未就学+小学生》

◆就労状況◆

育休中等は、産休・育休・介護休業中を含みます

	フルタイム	フルタイム (育休中等)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (育休中等)	以前は就労、 現在は非就労	就労経験 なし
母親	30.3%	3.3%	39.1%	1.6%	22.5%	3.1%
父親	98.0%	0.5%	0.9%	0.0%	0.6%	0.0%

◆【母親】フルタイムへの転換希望◆（「パート・アルバイト等で就労している」方のみ）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」62.1%
 > 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」26.7%

◆【母親】就労希望◆（「就労していない」方のみ）

「1年より先に就労したい」44.2% > 「すぐにでも、または1年以内に就労したい」36.2%
 > 「子育てや家事などに専念したい」19.7%

◆【母親】希望する就労形態◆（「すぐにでも、または1年以内に就労したい」方のみ）

「パート・アルバイト等」83.2% > 「フルタイム」16.8%

就労している母親は7割以上、就労している父親は9割強
 就労している母親の半数以上は、パート・アルバイト等での就労

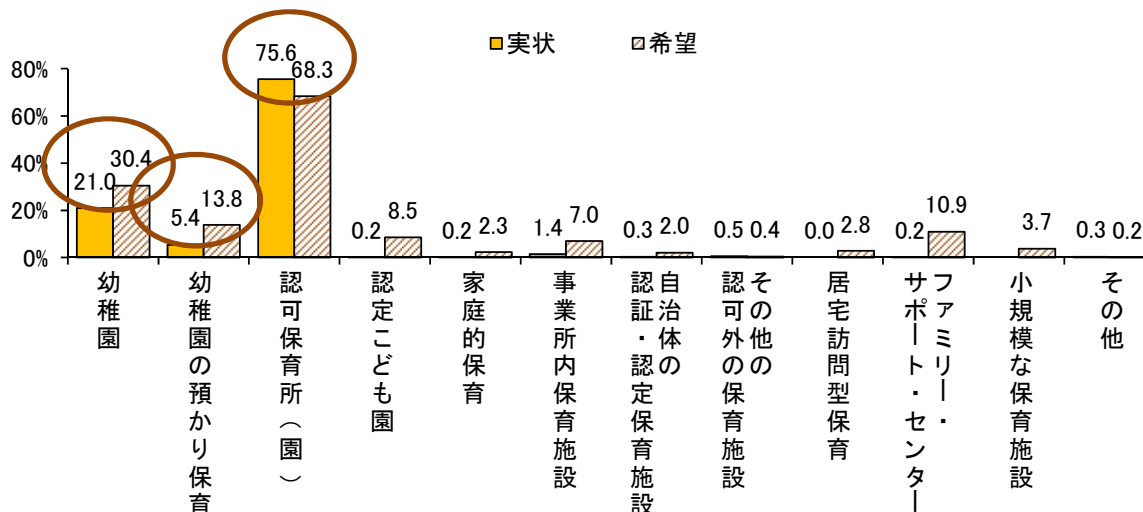
4 平日の定期的な教育・保育事業について《未就学》

◆幼稚園や保育所（園）などの定期的な教育・保育事業の利用状況◆

「利用している」77.5% > 「利用していない」22.5%

◆定期的にご利用している教育・保育事業◆（「利用している」方のみ）

◆定期的にご利用したい教育・保育事業◆



◆利用している教育・保育事業の実施場所◆（「利用している」方のみ）

「都留市内」98.1% > 「都留市外」1.9%

◆教育・保育事業を利用したい場所◆

「都留市内」93.1% > 「都留市外」1.3%

◆定期的な教育・保育事業を利用しない理由◆（「利用していない」方のみ）

「子どもの親がみている」72.8% > 「子どもがまだ小さい」60.9%

定期的な教育・保育事業を「利用している」が7割以上
 実状は「認可保育所（園）」が7割以上、「幼稚園」が約2割で、
 上位3項目は、希望も現状と同じ順位となっている

5 休日の定期的な教育・保育事業について《未就学》

◆土曜日・日曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望◆

【土曜日】「利用する必要はない」63.6% > 「月に1～2回は利用したい」27.5%
> 「ほぼ毎週利用したい」8.8%

【日曜日】「利用する必要はない」82.8% > 「月に1～2回は利用したい」16.2%
> 「ほぼ毎週利用したい」1.0%

◆長期休暇の教育・保育事業の利用希望◆（「幼稚園を利用している」方のみ）

「休みの期間中、週に数日利用したい」40.2% > 「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」30.7%
> 「利用する必要はない」29.1% >

利用希望は、土曜日は4割未満、日曜日は2割未満、長期休暇は約7割

6 不特定の教育・保育事業について〈未就学〉

◆不定期的に利用する教育・保育事業◆

「利用していない」86.1% > 「幼稚園の預かり保育」6.1%

◆不特定の教育・保育事業を利用しない理由◆（「利用していない」方のみ）

「特に利用する必要がない」83.5% > 「利用料がかかる・高い」13.2%

◆不特定の教育・保育事業の利用希望◆

「利用する必要はない」70.5% > 「利用したい」29.5%

◆不特定の教育・保育事業の利用を希望する理由◆（「利用したい」方のみ）

「私用、リフレッシュ目的」63.8% > 「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」60.6%

◆泊まりがけ対応の必要性◆

「なかった」82.5% > 「あった」17.5%

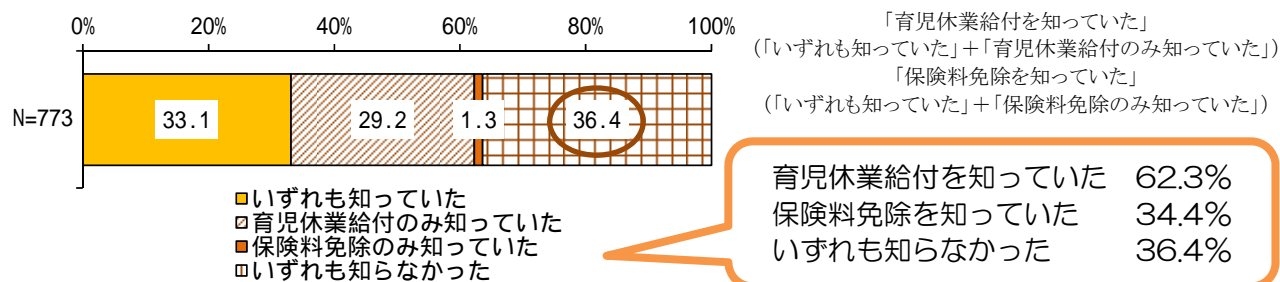
◆泊りがけ対応の対処方法◆（「あった」方のみ）

「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」88.1% > 「仕方なく子どもを同行させた」10.4%

不特定利用の事業は「利用していない」が8割以上、利用希望は約3割

7 職場の両立支援制度について《未就学》

◆制度（育児休業給付・保険料免除）の認知状況◆



◆育児休暇取得状況◆

【母親】「働いていなかった」54.5% > 「取得した（取得中である）」30.0% > 「取得していない」15.4%

【父親】「取得していない」98.0% > 「働いていなかった」1.3% > 「取得した（取得中である）」0.7%

◆母親の職場復帰◆（「取得した（取得中である）」方のみ）

【母親】「育児休業取得後、職場に復帰した」77.5%

◆母親の職場復帰時期◆（「育児休業取得後、職場に復帰した」方のみ）

【母親】「年度初め以外のタイミングだった」72.6%

**3人に1人以上が、育児休業給付も保険料免除も知らないと回答
母親の約3割が育児休暇を「取得した」**

8 地域の子育て支援事業について《未就学＋小学生》

◆地域子育て支援拠点事業の利用状況◆（未就学のみ）

「利用していない」86.4% > 「利用している」13.6%

◆認知度、利用度、利用希望◆

未就学	上位3位		下位3位	
認知度	延長保育	91.8%	ファミリーサポートセンター事業	59.2%
	新生児訪問、乳児訪問、指導	88.2%	休日保育	52.7%
	放課後児童クラブ（学童保育）	88.0%	まちづくり交流センター事業	40.9%
利用度	新生児訪問、乳児訪問、指導	74.0%	放課後児童クラブ（学童保育） まちづくり交流センター事業	12.5%
	ママさんクラス、両親学級	50.1%	ファミリーサポートセンター事業	7.6%
	妊婦・乳幼児栄養指導	48.7%	休日保育	5.4%
希 利 望 用	放課後児童クラブ（学童保育）	58.6%	離乳食教室	29.9%
	延長保育	55.8%	赤ちゃん広場	29.1%
	おもちゃ図書館	52.1%	ママさんクラス、両親学級	27.5%

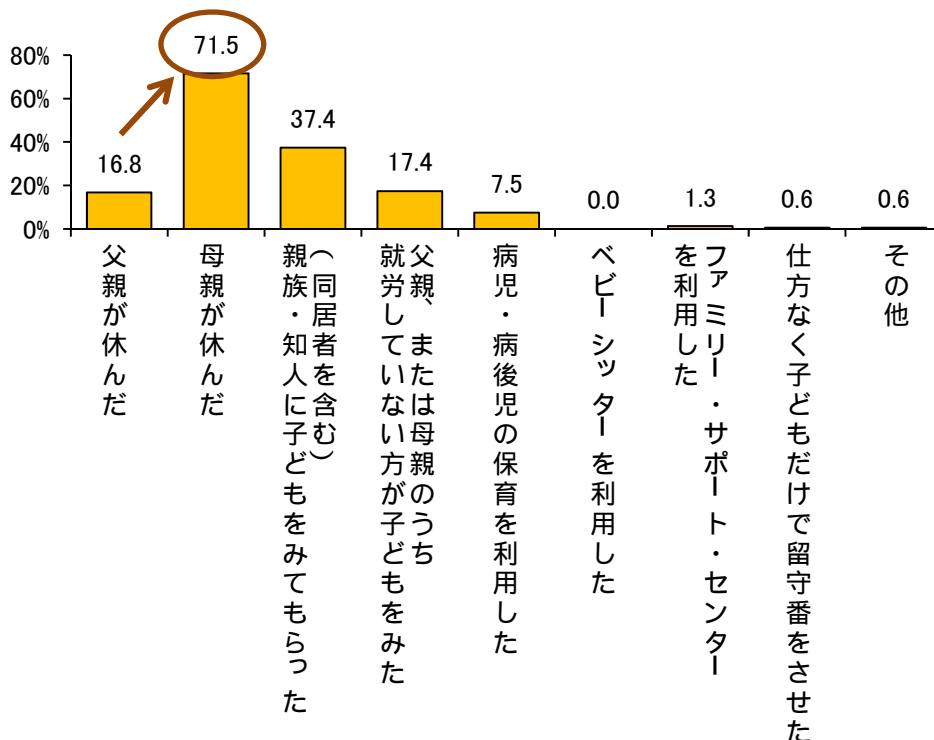
小学生		
認知度	子育て相談	73.4%
	教育相談	65.0%
	ファミリーサポートセンター事業	58.1%
	まちづくり交流センター事業	48.3%
利用度	まちづくり交流センター事業	9.0%
	子育て相談	8.1%
	教育相談	4.7%
	ファミリーサポートセンター事業	3.8%
希 利 望 用	まちづくり交流センター事業	33.2%
	子育て相談	32.0%
	教育相談	31.4%
	ファミリーサポートセンター事業	30.3%

未就学・小学生ともに「まちづくり交流センター事業」以外の事業において、
半数以上の人を知っていると回答
未就学の「放課後児童クラブ（学童保育）」は認知度、利用希望が高い
小学生は、全ての事業において利用度は1割未満と低い

9 病気の際の対応について《未就学十小学生》

◆**病児・病後児対応の有無**◆（未就学「平日の定期的な教育・保育事業を利用している」方のみ）
 「あった」62.8% > 「なかった」37.2%

◆**病児・病後児対処方法**◆（「あった」方のみ）



◆**病児・病後児保育施設等の利用希望**◆（「父親／母親が休んだ」方のみ）

「利用したいとは思わない」71.8% > 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」28.2%

◆**病児・病後児保育施設等の希望する施設形態**◆（「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」方のみ）

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」78.6%

> 「他の施設に併設した施設で子どもを補遺臆する事業」49.1%

◆**病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由**◆（「利用したいとは思わない」方のみ）

「親が仕事を休んで対応する」62.2% > 「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」45.2%

> 「利用料がかかる・高い」29.9%

◆**仕事を休んで看たいか**◆（「父親／母親以外が子どもをみた」・「留守番をさせた」方のみ）

「できれば仕事を休んで看たい」70.1% > 「休んで看ることは非常に難しい」29.9%

◆**休みが取れない理由**◆（「休んで看ることは非常に難しい」方のみ）

「子どもの看護を理由に休みがとれない」・「その他」41.7%

> 「休暇日数が足りないので休めない」15.5%

**病児対応をする必要が「あった」人は6割以上
 主な対処方法は「母親が休んだ」で、「父親が休んだ」より5割以上多い
 病児・病後児保育施設等の利用希望は約3割**

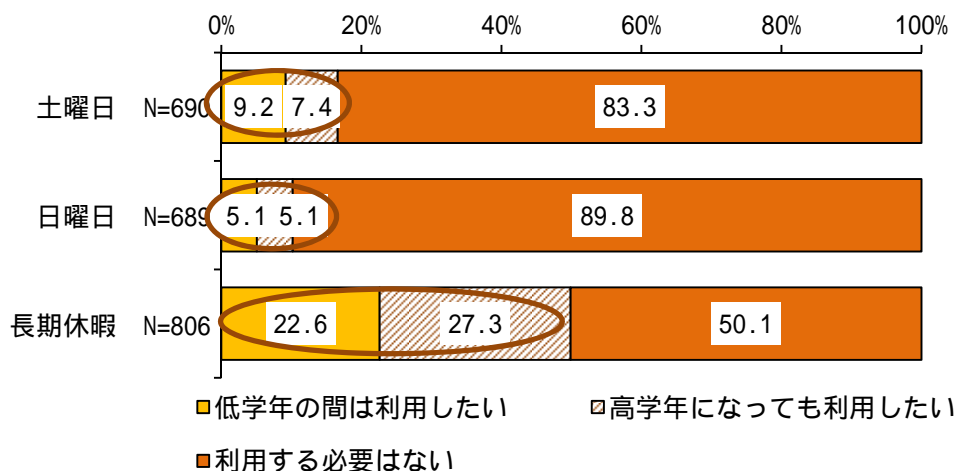
10 放課後の過ごし方について《未就学5歳以上十小学生》

◆放課後の過ごし方◆

【低学年】「自宅」46.1% > 「習い事」37.5% > 「放課後児童クラブ（学童保育）」24.4%

【高学年】「自宅」71.9% > 「習い事」58.7% > 「祖父母宅や友人・知人宅」24.4%

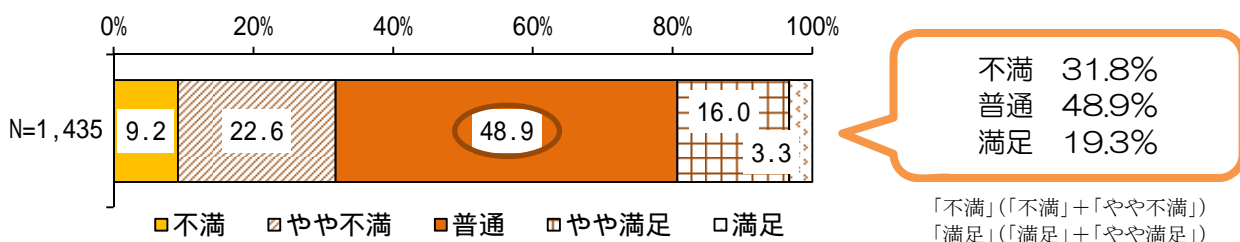
◆放課後児童クラブの利用希望◆（土曜日・日曜日は平日に学童保育所の利用希望がある方のみ）



放課後児童クラブを「利用したい」は
土曜日は2割未満、日曜日は約1割、長期休暇中は約5割

11 満足度について

◆子育て環境・支援への満足度◆



現在の子育て環境や支援は「普通」が約半数
『不満』は約3割、『満足』は約2割

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域の中で、 子どもが健やかに のびのび育つまちづくり

国は、急速な少子高齢化の進展に伴う人口減少問題が我が国の主要課題として認識し、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安定して営むことができる地域社会を形成する必要があるとして、地域創生を目的とした中長期ビジョンの策定等に着手し始めました。

本市においても、今後とも持続可能なまちであり続けるためには、全国的な課題となっている人口減少を克服し、また、安心して働き、希望どおり結婚し、子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような“夢かなう都留市”を目指す必要があります。

出産・育児しやすい環境を整えることは、人口の自然増を実現するために必要不可欠な要素といえます。本市では、これまで『次世代育成支援対策推進法』に基づく行動計画として「都留市次世代育成支援行動計画（前期・後期）」を策定し、子育て環境全般の充実に取り組んできました。

「都留市次世代育成支援行動計画（前期・後期）」で掲げてきた基本理念である“地域の中で、子どもが健やかに のびのび育つまちづくり”は、本市における子どもの成長や子育てを支援するうえでの根本的な考えであるため、本計画においてもこの理念の下、育児の負担、子育てに伴う孤立感、子育てと仕事の両立の負担といった保護者の子育てについて障害を取り除き、保護者が子育ての意義や子育ての喜び、さらには子育てを行うことにより、子どもとともに保護者自身、さらには地域全体も成長していくことができるまちづくりを目指して各施策・事業を推進していきます。

2 基本的な視点

基本理念の実現にむけて、次世代育成支援行動計画の中でも掲げた次の5つの視点を十分に踏まえながら、施策・事業を推進していきます。

子どもの視点

子育て支援サービス等によって影響を受けるのは、多くは子ども自身です。子ども・子育て支援に関する施策・取組みについては子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

子育てする親の視点

男女ともに家庭と仕事を両立し、お互いに協力して子育てすることができ、すべての親が心身にゆとりを持って子育てができるよう、子育てする親の視点に立った取組みを重視します。

仕事と生活の調和実現の視点

依然として、仕事と家庭生活や地域活動の両立は困難な状況にあり、それが少子化の要因のひとつともいわれています。国・自治体・企業をはじめとする関係機関の連携の下、市民の結婚や子育てに関する希望を実現するため、働き方の見直しを進め、地域の実情に応じた仕事と生活の調和実現に向けた取組みを進めることを重視します。

次代の親の育成の視点

次代の親を担うべき子どもたち、あるいは若い世代に、子どもを生み育てる大切さと喜び、そして、親にとって必要な自覚、責任、知識などを早い段階で認識してもらい、自立して家庭を持つことができるよう、児童の健全育成及び次代の親の育成という中長期的な視点に立った取組みを重視します。

地域づくりの視点

子どもの成長や子育て家庭を地域全体で見守り、手を差し伸べられるよう、市民(家庭)、地域活動団体、企業、行政等が連携・協働し合うとともに、市内に都留文科大学を有するメリットを活かして、学校教育や生涯学習を充実し、子育てにやさしい地域づくりという視点に立った取組みを重視します。

3 施策の体系

地域の中で、子どもが健やかに のびのび育つまちづくり

.....重点施策

基本目標1 地域における子育て支援の推進

1 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	ファミリーサポートセンター事業
病児・病後児保育事業	放課後児童クラブ（学童保育）
保育サポーター制度（保育ママ）	乳児保育
愛育会等地域組織活動との協働	一時預かり保育
延長保育	保育サービス評価の仕組みの導入
特定保育	保育施設危機管理の整備
保育園（所）の整備事業	

2 子育て支援のネットワークづくり

子育てグループ等への支援	赤ちゃん広場
子育て支援ネット（ハートフルネット都留）	
子育て資源マップ	

3 子育て家庭への経済的支援

児童手当	すこやか子育て医療費助成事業
就学援助	妊婦、乳幼児一般健康診査費負担

基本目標2 要保護児童へのきめ細かな取組みの推進

1 児童虐待防止の充実

家庭児童相談事業	児童虐待相談事業
要保護児童対策地域協議会	教育相談・自立支援事業

2 障害児施策の充実

保育園（所）認定こども園や放課後児童クラブ（学童保育）における障害児の受け入れ	おもちゃ図書館
地域交流研究センター「発達援助部門」	障害児福祉手当
特別児童扶養手当	
障害児教育の充実	

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭等に対する相談事業	児童扶養手当
母子家庭自立支援給付金	ひとり親家庭医療費助成
母子・寡婦福祉資金貸付（県事業）の活用	
母子・寡婦福祉資金利子補給	

基本目標3 仕事と家庭生活の両立支援

1 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）実現のための環境づくりの促進

育児休業制度等の普及・啓発	両立支援のための体制整備
パパさんクラス	

2 男女共同参画社会の推進

男女共同参画推進事業

基本目標4 母性並びに乳幼児及び児童の健康の確保・増進

1 子どもや母親の健康の確保

母子健康手帳の交付と妊婦相談
ママさんクラス・パパさんクラス（両親学級）
妊婦健康診査
養育支援訪問事業
乳幼児育成指導事業
養育給付事業

乳児家庭全戸訪問事業
乳児健康診査・乳児相談・幼児健康診査
予防接種事業

2 「食育」の推進

妊婦・乳幼児栄養指導
食生活改善推進員会等地域組織活動との協働

離乳食教室・赤ちゃん広場・よちよち学級
小・中学校における食育の推進

3 思春期保健対策の充実

正しい知識の普及のための性教育
喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための教育

命の学習
こころの問題への相談体制

4 小児医療等の充実

小児救急医療対策事業
不妊に悩む方への特定治療支援事業

基本目標5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

命の学習＜再掲＞
中・高校生と乳児・幼児とのふれあい事業

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

少人数授業などきめ細かな指導
学校体育外部指導者派遣事業（県事業）の活用
運動部活動外部指導者派遣事業（県事業）の活用
小・中学校 学校評議員の設置
学校施設の整備事業
家庭・地域等と連携した学校安全管理（スクールガード）
学生アシスタント・ティーチャー（SAT）配置事業

教育相談・自立支援事業＜再掲＞
「子ども協育連絡協議会」

3 家庭や地域の教育力の向上

ママさんクラス・パパさんクラス（両親学級）＜再掲＞
放課後子ども教室推進事業
いきものふれあいの里の運営

のびのび興譲館事業

4 児童の健全育成

放課後子ども教室推進事業＜再掲＞
いきものふれあいの里の運営＜再掲＞

のびのび興譲館事業＜再掲＞
青少年育成事業

基本目標6 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

1 子どもが安心して遊ぶことのできる環境の整備

図書館の整備
公園等の整備

2 安心して外出できる環境の整備

ウォーキングトレイル事業
ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備事業
ベビールームや授乳コーナー等の設置

3 安全・安心なまちづくりの推進

交通安全教育の推進
家庭・地域等と連携した学校安全管理（スクールガード）＜再掲＞
都留市通学路安全推進協議会

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

地域安全活動推進事業
情報モラル教育の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の推進

1 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

子育てをする上で、親にとって、祖父母などの親類や幼稚園や保育園などの教育・保育施設、その他子育て支援など、周囲の人の支援が必要となることが多々あります。祖父母が近くにおいて、日常的に子どもの世話を頼める場合がある一方、親類の力を借りることが難しい家庭もあるなど、家庭によって必要となる支援の種類も量も様々です。また、教育・保育施設のサービス提供時間に応じた時間しか働くことができない親がいることも事実であり、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の観点からも、親の希望に合わせ仕事に取り組むことができる環境を整える必要があります。親がそれぞれの生活を充実したものにできるよう、子育てを支援するために、教育・保育施設のサービス提供時間の延長や乳児保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童クラブなど多種多様な分野の支援を強化していく必要があります。

施策の方向

地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 育児不安等についての相談指導 子育て親子の交流の場の提供・交流促進 家庭的保育を行うものへの支援を中心に、利用の増加に向けて、地域住民への周知を図ります。 また、4か所の子育て支援センターでボランティアの日常的な受入・養成を行ない、地域の異年齢児等と世代間の交流を継続的に実施。 現在の小規模型センターからひろば型へ移行していきます。 	子育てサークル等の育成・支援 地域の保育資源の情報提供等	

病児・病後児保育事業【重点施策】	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月～小学校3年生までの児童が病気の回復期であり、集団保育の困難な時期、安静を要するために通園できない状況において、保護者が就労・傷病・事故・冠婚葬祭等の都合により家庭での保育ができない場合、児童を医療機関の施設において一時的に預かります。 また、休日保育として日曜日・祝日にも傷病以外の児童を預かります。今後もサービスの周知の推進を図ります。 		

ファミリーサポートセンター事業	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行うためのファミリーサポートセンター事業の立ち上げを開始したため、チラシの配付や広報等で周知を図ります。 施設面は十分対応できるよう整備されているが、提供会員が依頼会員より少ないので、事業の周知を図り、会員登録の増加に努めます。 		

保育サポーター制度（保育ママ）	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 一定の基準により保育サポーターとして認定された保育者の居宅において、少人数の3歳未満児を保育する制度の導入を検討します。 		

放課後児童クラブ（学童保育）【重点施策】	福祉課	充実・拡充
<ul style="list-style-type: none"> 小学生を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るため、市内全地区8学区合計11クラブが設置されており、集団遊びを中心とした活動内容の充実をさらに図っていきます。 子ども・子育て支援新制度施行に伴い、対象児童を6年生までに拡大し、また施設の整備等を順次実施していきます。 運営や経理が円滑に行われるように、事務書類の統一や助成金の増額等を検討します。 「放課後こども教室」との一体型や連携による実施を検討していきます。 		
愛育会等地域組織活動との協働	健康推進課	充実・拡充
<ul style="list-style-type: none"> 地域での見守り、声かけを通して、母と子の健康の確保及び増進、子育ての支援の充実、地域の健康づくりの推進等を協働で行います。 活動実績が少ないため、会員の増加を促し、活動の充実を図ります。 		
乳児保育	福祉課	充実・拡充
<ul style="list-style-type: none"> 0歳児からの乳幼児保育を継続し、対象児童数については保育需要に応じて弾力的に対応します。 子ども・子育て支援新制度に伴い、就労支援の一環として、育児休業者で早期職場復帰を希望している者が、復帰しやすい環境を整えるため、乳児の受け入れを拡充します。 		
延長保育【重点施策】	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね30分～1時間以上の延長保育を行います。対象児童の受け入れについては、弾力的に対応するなど延長保育サービスの提供を図ります。 		
一時預かり保育【重点施策】	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 保護者の傷病、入院等や育児疲れ解消、その他の事由により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育を行います。利用者の増加に合わせ、実施施設の拡充を進めます。 		
特定保育	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 週に2～3日程度、または午前か午後のみ利用できる特定保育実施を、需要の動向を見極めながら検討します。 		
保育サービス評価の仕組みの導入	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 保育サービスの質の向上を図るため、保育サービスに対する評価等を行う仕組み（第三者評価制度）の導入・実施について検討します。 		
保育園（所）認定こども園の整備事業	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 耐震性と共に安全性が高く、良好な保育園（所）運営を行えるようにするため、老朽化した保育園（所）認定こども園の増築・改築及び園庭の整備を計画的に進めます。 		
保育施設危機管理の整備	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 災害への対応、部外者の侵入を防止するなど安全を配慮し、危機管理に対応した防災・防犯設備及び体制の整備を促進します。 		

2 子育て支援のネットワークづくり

主な子育ての場は家庭ですが、子育てに関する相談をしたり、子ども同士、親同士が交流をしたりする場は、地域にある子育てサークルなどとなります。子育てをする上で不安や悩みは、同じように子育てをしている人や子育て経験者に相談することで解決することも多く、必要に応じて専門機関への相談へとつなげることも可能となります。また、親同士が、子育てに限らず、様々な話をする事ができる機会を設けるといことは、親の息抜きにもつながります。さらに、親子が集うことで、子ども、特に未就園児にとって、同年代の子どもと遊ぶという貴重な機会にもなり、子どもの成長にも影響を与えます。このように、地域における子育てサークル等は、親子にとって非常に重要な役割を担っており、積極的な参加を推進する必要があるものとなっています。本市では、子育てに関する情報や子育てサークルに関する情報の広報を行うことで、参加者の増加を図るとともに、サークル活動の場や親子が集える場の提供を行っていきます。

施策の方向

子育てグループ等への支援	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 広報・啓発など支援を充実することで、サークル活動の周知を図り、子育てサークル等の活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進します。 		
赤ちゃん広場	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 各成長段階に応じて、乳児・幼児と保護者が集い、話をしたり遊んだりする交流の場を提供し、遊びを通じて、子どもの発達過程や育児知識技術を理解・習得を図ります。 • 赤ちゃん広場（1歳くらいまで） 		
子育て支援ネット（ハートフルネット都留）	福祉課・政策形成課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 市役所からの子育て情報（助成、相談、保育園（所）等）や子育てグループからの情報等、子育て全般についての情報提供システムの“ハートフルネット都留”をより多くの市民に活用されるよう、サービスの周知を図るとともに、分かりやすい情報提供に努めます • 今後は、民間ウェブサービス等の活用や利用支援等による、子育てグループの情報発信や情報共有がスムーズに図れるよう支援を行っていきます。 		
子育てガイド	福祉課・健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育てガイドの定期的な情報更新を行うとともに、転入者や母子手帳交付時に渡すなど周知を図ります。 		

3 子育て家庭への経済的支援

経済状況の悪化や低迷により、近年は経済的に苦しい状態が継続している家庭も少なくありません。中でも、子育ては経済的負担が重いことから、経済的な事情で子どもを産まない、増やさないといいた家庭が増加傾向にあります。社会問題となっている少子化の進行の原因の一つにも、子育ての経済的負担の重さが挙げられています。そのため、本市では子育て家庭に対して児童手当などの経済的支援を提供し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることとしています。特に、医療費や健診費、就学費といった、経済的負担からサービスを利用できないことで、子どもの心身の健やかな成長の妨げとなる事項に対する経済的支援に力を入れています。一方で、これらの経済的支援があることを知らないことで、支援を受けられないというケースをなくすためにも、広報などにより、支援の周知に力を入れ、本当に支援を必要とする人が利用することができる支援となるよう努めていきます。

施策の方向

児童手当	市民生活課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年から平成 24 年度にかけ、国において 3 度の制度改正が行われたが、引き続き、子育て世代家庭の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に安定した制度の運営及び、制度周知に努めます。 		
すこやか子育て医療費助成事業【重点施策】	市民生活課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 小児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、小児の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、小児の医療費を助成します。 現状、地方単独医療費助成制度という位置づけであるため、国に対して制度の法制化による国庫負担の確立を、また、県に対しては補助対象の拡大を要望していきます。 		
就学援助	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 公立小中学校入学及び在籍児童・生徒の保護者で、経済的理由で就学させることが困難な方に対し、援助を実施します。 		
妊婦、乳幼児一般健康診査費負担	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関に委託し、妊婦においては 6,000 円を限度に 14 回助成し乳児においては 2 回の一般健康診査料を助成します。 		

基本目標2 要保護児童へのきめ細かな取組みの推進

1 児童虐待防止の充実

子どもの虐待のニュースを耳にすることが増えたように、本市における子どもに関する相談や虐待件数も増加傾向にあります。虐待は子どもの心身に大きな傷を残す行為であり、決して許される行為ではなく、児童虐待防止法においても、虐待と思われる事例を発見した場合に通告する義務が定められています。子どもの虐待は家庭において行われることが多く、発覚しにくいものであるため、通告義務のように地域として子どもを守るといった意識を持つことが非常に大切です。そのため、日頃から地域における交流を通じて、子どもや保護者の様子に気を配り、異変に気がついた時には声をかけるなど、虐待の早期発見、未然防止に努めていく必要があります。本市としては、子育てに関する相談をはじめとする相談窓口を設置し、虐待につながる不安やストレスの軽減に努めていきます。また、虐待が認められる際には、被害に遭った子どもの保護やアフターケアが適切に行われるよう、支援体制をより充実させていきます。

施策の方向

家庭児童相談事業	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性の支援に努めます。 また、県や関係機関の研修等への参加を促進するなど、相談員の専門性の向上を図ります。 相談件数が増加しているため、関係機関との連携を強化し、ケースが発生した場合は迅速に対応できるよう体制を整えます。 		
児童虐待相談事業	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努めるとともに、地域に密着した相談の充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応を強化します。 虐待件数が増加しているため、関係機関との連携を強化し、ケースが発生した場合は迅速に対応できるよう体制を整えます。 		
要保護児童対策地域協議会	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 福祉、医療、保健、教育、警察などの関係機関等で構成された要保護児童対策地域協議会の運営を強化し、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を図ります。 		
教育相談・自立支援事業	学校教育課 (教育研修センター)	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの就学や家庭での教育などについて相談を受け、指導するとともに、いじめ、不登校、暴力行為、少年非行、児童虐待等の問題行動等に適切に対応するため、問題行動を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ学校・教育委員会・関係機関等が連携して対応するチームを組織し当該児童・生徒を支援します。 		

2 障害児施策の充実

障害の有無に関わらず、社会の一員として充実した生活を送ることができる社会が望ましいとするノーマライゼーションの考え方があります。この考え方は、障害に関する法律や事業において、非常に重要とされているものであり、本市においてもノーマライゼーションの考え方に則って、障害や発達に遅れのある子どもの支援をしていくこととしています。障害や発達の遅れは早期発見・早期治療に取り組むことが大切なことから、あらゆる機会において早期発見に努めていきます。発見後は、医療、保健、福祉、教育などの関係機関の連携により、発見時からの継続的な支援を提供できるよう取り組んでいきます。また、相談事業などを通じて各家庭とのコミュニケーションを十分にとり、状況を把握することで、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かな支援の提供を目指します。さらに、おもちゃ図書館などで障害の有無に関わらずに子どもや親が交流できる機会を設けることで、子どもの頃からノーマライゼーションの考え方に触れられるよう努めていきます。

施策の方向

保育園（所）認定こども園や放課後児童クラブ（学童保育）における障害児の受け入れ【重点施策】	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 保育園（所）及び放課後児童クラブにおいて、心身に障害がある児童の受け入れを促進し、健常児と同程度の保育等を実施することにより、当該障害児の福祉の向上を図ります。 • また、知識や経験等を有する保育士・職員の配置に努めるとともに障害児の特性に応じた整備の改善に努めます。 		
地域交流研究センター「発達援助部門」	都留文科大学学生課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 地域のLD・ADHD等の教育・療養に特別なニーズのある児童・生徒に対し、大学の教職員が来室・訪問・電話・ファックス・電子メール等により、柔軟に相談を受け付け、適切な対応を図ります。 • また、訪問や講演等でも対応します。教育現場と大学との連携をさらに強化するとともに、相談件数の増加に対応できるよう相談室の人的体制の整備を図ります。 		
おもちゃ図書館	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 心身障害児の療育を目的に設置した「おもちゃ図書館」は、現在一般の親子にも施設開放しております。子育て親子の交流等を促進し、子育て情報や遊びの場として子育ての喜びを共感できる場づくりに努めます。 		
特別児童扶養手当	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 心身障害者のため介護を要する児童を養育している家庭の安定と福祉の増進を図るために支給します。 		
障害児福祉手当	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 重度の心身障害のため、常に介護を要する児童を養育している家庭の安定と福祉の増進を図るために支給します。 		

障害児教育の充実	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、特別支援教室における教育の充実及び教育環境の整備を図るとともに、小・中学校におけるきめ細かな特別支援教育体制の充実を図ります。 • 特別支援教育が必要な児童、生徒及び普通教室にいる支援の必要がある児童生徒に対しては、市負担による教員補助員を配置し、適切な指導や支援を行っていきます。 • 障害のある児童生徒が自立した社会参加をするために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、発達段階や障害の状況に即した指導及び支援を充実させます。 • 特別支援教育は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も対象となることから、全ての学校において教育一人ひとりの専門性の向上を図り、教職員共通理解の中で推進します。 		

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

平成23年度の全国のひとり親家庭は146.1万世帯で、そのうち母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯でした。（厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」）両親が揃っている家庭に比べ、ひとり親家庭は子育てや生活に関する不安や悩みを抱えやすいとされています。特にひとり親家庭の8割以上を占める母子世帯においては、母親が安定した職に就きにくいという状況であり、経済的に困窮するケースも少なくありません。また、親が働きに出るなど、子どもと親と一緒に過ごす時間が短いことで、子どもの情緒が不安定になることも問題視されています。そのため、本市としては相談事業や就業支援、各種経済的支援などを通じ、ひとり親家庭とコミュニケーションを図り、各家庭の状況と必要としている支援の把握に努めていきます。また、学校などと連携を図り、子どもに適切なフォローに努め、子どもの健やかな心身の成長を促進していきます。

施策の方向

母子家庭等に対する相談事業	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援員が、ひとり親家庭等に対する相談に応じ、助言・指導を行うとともに、状況に応じて関係機関の紹介などを行います。 また、ハローワークとの連携のもと、母子家庭の就業支援を行います。 		
児童扶養手当（父子手当）除く	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の死亡、離婚などにより、児童を養育している母子家庭・父子家庭を対象に、家庭を安定させ、自立の促進を図るために支給します。 		
母子家庭自立支援給付金	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母の雇用の安定及び就職の促進を図るため、給付金を支給します。 自立支援教育訓練給付 母子家庭の母の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が、指定教育講座を受講し終了した場合、受講料の一部を支給します。 高等技能訓練促進費 母子家庭の母が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上修業する場合に、生活費を支給し、生活の負担を軽減します。 		
ひとり親家庭医療費助成	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、親と子の保健の向上と福祉の増進を図るために支給します。 		
母子・父子・寡婦福祉資金貸付(県事業)の活用	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等に対し、就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉の増進を図るために実施します。 		
母子・父子・寡婦福祉資金利子補給	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 母子・寡婦福祉資金の貸付を受けた者であって、納期限内に償還を完了している者に対し、利子補給をすることにより福祉の増進に寄与します。 		

基本目標3 仕事と家庭生活の両立支援

1 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）実現のための環境づくりの促進

女性の社会進出が進み、両親ともに働きに出る家庭が多くなりました。一方で、家事や子育ては、これまでの名残で母親（女性）が受け持つ割合が依然として高くなっており、母親（女性）への負担が重くなっていることが問題となっています。その根底にあるのは、男性は仕事、女性は家事・子育てを担うといった昔からの意識であり、男性も女性も自由に仕事と生活（家事・子育て、地域活動など）のバランスを選択・調整するためには、この意識の改善が必要不可欠となります。もちろん個人や地域における意識の改善も必要ではありますが、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）というように、職場における意識の改善が今大きな課題となっています。職場が、被雇用者の選択を尊重し、父親（男性）が家事・子育てなどを理由に仕事を休んだり、育児休業制度を利用したりすることができる環境づくりや、母親（女性）が働きながら家事・子育てに取り組めるような柔軟な勤務体制の整備に取り組めるよう、行政としても支援に努めていきます。

施策の方向

<p>育児休業制度等の普及・啓発</p>	<p>政策形成課 産業観光課</p>	<p>継続実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> 国や県、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、市内の事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児休業制度の趣旨や内容の普及啓発に努め、男女がともに働きやすい、就業環境の整備を働きかけます。 また、平成21年に次世代育成支援対策推進法が改正され、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画である一般事業主行動計画の策定・届出義務の範囲が、平成23年4月からは101人以上の企業・事業所までに拡大されることの啓発を行います。 今後も、県と連携しながら、「子育て応援・男女いきいき宣言企業」登録促進活動を行うとともに、イクメンなどをテーマに男性の育児休暇取得を促すなど、育児休業制度の普及を図り、男女ともに働きやすい職場づくりに向けて市民及び事業所に啓発していきます。 		
<p>両立支援のための体制整備</p>	<p>行政管理課</p>	<p>充実・拡充</p>
<ul style="list-style-type: none"> 休業期間中の育児休業手当金の支給等の経済的な支援措置の周知を図るなど、率先して市の職員の育児休業の取得を促進すると共に特定事業主行動計画の見直しを行います。 男性の短期の育児休業の取得に向けた体制整備も検討していきます。 		
<p>パパさんクラス</p>	<p>健康推進課</p>	<p>継続実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> 男性の家庭教育への参加を促進し、家庭教育の重要性についての関心と理解を深めるための学習機会を提供します。 		

2 男女共同参画社会の推進

我が国では、長年、男性は仕事、女性は家事・子育てを担うといった意識がありました。男女共同参画の考え方が広がり始め、社会に出て働く女性が多くなる一方、現代においても年代や地域によっては、性別による役割分担の意識が残ったままとなっています。その影響で、働く女性が家事・子育てのすべてを担ったり、地域活動や会合への参加者が性別で決まっていたりするなど、現代のライフスタイルと合致しない状態となっています。すべての人が、性別に捉われることなく、自身で生き方を選択し、充実した生活を送ることができる社会とするためには、個人、地域、社会が一丸となって、性別による役割分担の意識を捨て、男女共同参画社会の実現に取り組む必要があります。また、男女共同参画の意識は、老若男女に共通する意識であることから、家庭や学校、職場、地域など、あらゆる場や媒体を通じて、意識の向上に取り組んでいきます。

施策の方向

男女共同参画推進事業【重点施策】	政策形成課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画推進委員会を中心に、子どもから高齢者まで幅広い年代に向けて啓発活動を行うとともに、市内事業所への働きかけにも力を入れていきます。 • 男女共同参画社会の実現に向け、「つるハートフルプラン」に掲げる計画の推進、管理を行います。また、「つるハートフルプラン」の計画期間が平成 27 年度で終了するため、実効性のある新たなプランの策定に向けて取組みを行います。 • また、全市民を対象に、男女共同参画推進フェスティバルの開催や広報や機関紙において啓発活動を行い、地域、教育、職場等の中で男女共同参画についての意識の高揚を図ります。 		

基本目標4 母性並びに乳幼児及び児童の健康の確保・増進

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠・出産は、喜ばしいことである一方、母子にとっては命がけの出来事となります。妊娠期の心身の大きな変化や子育てへの自信のなさ、胎児の命を預かっている責任感などから、母親は少なからず不安やストレスを感じるようになります。そのため、医療、保健、福祉、教育などの関連機関と連携した相談事業や健康診査などを通じて、妊娠期から一貫した支援を提供することにより、できる限り不安を取り除いた状態で出産し、子育てを開始できるよう努めていきます。また、出産後も訪問事業や健康診査、予防接種などを通じて、子どもの健やかな成長を定期的に確認するとともに、親の子育てに関する相談を受け付けたり、子どもの障害や発達の遅れ、疾病の早期発見につなげていしていきます。さらに、ハイリスク妊婦や障害や発達の遅れの疑いがある子どもなど、特別な支援や対応が必要なケースには、関連機関との連携し、必要な支援や医療・療育が受けられる体制を整えていきます。

施策の方向

母子健康手帳の交付と妊婦相談	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳を交付するとともに、保健師が個別相談を行います。妊娠中のこと、母親自身のこと、育児のことなどの相談、また子育てに関するサービスの情報を提供し、妊娠早期から子育て支援の推進を図ります。 母子健康手帳交付時に個別相談ができるようにするため、保健師を1人以上確保する必要があります。 		
ママさんクラス・パパさんクラス(両親学級)	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 妊婦を対象に、妊娠、出産、育児の知識や技術習得、仲間との交流情報交換などを、保健師、栄養士、助産師等の専門職による指導で1コース6日間、年間4コースを実施します。 また、妊婦の夫に対して、子育ての支援者としての役割を理解する学習を、年間4回実施します。 両親の参加率の向上に努めるとともに、子供同伴での参加に対応するため、スタッフの増員を検討します。 		
妊婦健康診査	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中に妊婦一般健康診査票を14回交付し、医療機関への受診を促進し、障害の原因となる疾病等の早期発見・治療に努め、要指導者に対する事後対策や多胎児の妊婦への指導・相談の充実を図ります。 		
乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> すべての乳児のいる家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ助言その他の援助を行います。 里帰り先での長期滞在で訪問不可能な事例に対しては、里帰り中の電話相談や里帰り先の自治体への訪問依頼、支援を実施していきます。 		

養育支援訪問事業	健康推進課・福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中に把握したハイリスク妊婦や乳児全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが必要な家庭、乳幼児健康診査等においてフォローが必要な乳児に対し、継続的に保健師が訪問や相談を実施し、家庭相談員、母子自立支援員等と連携し子育て支援に努めます。 		
乳児健康診査・乳児相談・幼児健康診査	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関委託の2回の健康診査及び保健福祉センター2階子育て教室で4か月児健康診査、7か月児相談、1歳6か月児健康診査、2歳6か月健康診査相談、3歳6か月児健康診査を各々の誕生日に応じて実施します。 健康相談・健康診査の内容の充実し、受診率の向上に努めます。 複雑化、困難化している相談に対応するため、内容の充実を図ります。 		
乳幼児育成指導事業【重点施策】	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 心身の発達に課題がある乳幼児やその保護者に対し、個別発達相談（すこやか相談）や集団発達訓練（すくすく教室）を実施します。さらに、地域、園、学校をつなぐ切れ目ないフォロー体制の構築を図るため、各関係機関同伴の園巡回子育て相談を実施します。 また、事業に携わる関係者が運営会議を開催し、対象者の利用状況指導の効果等について定期的に協議を行い、地域で支援体制を図ります。 発達障害を疑う児は増加傾向にあるため、早期発見、早期療育の体制を十分に整えるためにも、身近な場所で相談でき、療育できる場が必要です。 		
予防接種事業	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 感染予防に重点をおき、乳児相談や健康診査等の場など、機会あるごとに保護者の理解を深めるために接種を勧奨し、すべての予防接種において、接種率95%以上を目指します。さらに、未接種者への勧奨に努めます。 予防接種法の改正内容や定期の予防接種について、保護者の理解を得られるよう努めます。 		
養育給付事業	市民生活課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 未熟児は、正常の新生児に比べて機能が未熟なので、疾病にかかりやすく、その死亡率はきわめて高いばかりか、心身に障害を残すことも多いため、出生後、速やかに適切な処置を講ずることが必要となります。母子保健法第20条の規定により、これらの未熟児に対し指定養育医療機関において、必要な医療の給付を行うことを目的に、制度周知及び事業実施に努めます。 		

2 「食育」の推進

栄養を摂取することは、すべての生き物にとって、生きるために必要不可欠な活動です。人間にとって、その活動は食事にあたり、一般的には1日3回の食事をとることが推奨されています。特に身体が大きく成長する子どもの時期には、成長のために必要な栄養や活発に活動するためのエネルギーを十分摂取する必要があります。1日に必要な食事量や栄養は、性別や年齢により大きく異なりますし、その日の体調や持病などによっても変わります。そのため、「食育」を通じて、一人ひとりが自分に適した食事を選択できるようになることは非常に重要なこととなります。妊婦の食事や乳幼児期の食事については、母体の健康や胎児の発育、子どもの成長に大きく影響することから、栄養指導などを通じて適切な食事をとるための知識を身に付けることが大切です。また、近年子どもの孤食が問題視されていますが、食事は家族や友人とのコミュニケーションの機会としても有効に機能することから、子どもの頃から食事をすることに楽しみを覚えることができるよう努めていかなければなりません。

施策の方向

妊婦・乳幼児栄養指導	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養指導は健康と食習慣形成の上で重要であるため、母親学級、乳幼児健康診査、各種相談・教室などで個人の状況や発達段階にあわせた栄養指導を推進します。 また、「授乳・離乳の支援ガイド」に沿って、育児に自信を持たせる支援につなげるための指導を、食育と組み合わせて支援します。 		
離乳食教室・赤ちゃん広場	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 離乳食から幼児食まで、食生活を中心に子どもの身体の仕組みや発達過程を理解し、技術を習得することを目的とし、離乳食教室を年間6回、子育てをしている親の食生活への意識高揚を図るプログラムを行います。 		
食生活改善推進員会等地域組織活動との協働	健康推進課	充実・拡充
<ul style="list-style-type: none"> 各地域の協働のまちづくり事業と連携し、子どもたちが良い食生活食習慣を身につけるため、食生活改善推進員会と協働して、地域ぐるみで若い世代の親子や家族の食生活指導を進めます。 行政やその他の機関からの協力依頼などに対応できるよう、会員を養成し、活動の維持に努めます。 		
小・中学校における食育の推進	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習等を通じて、学年に応じた食に関する指導を行います。 学校給食を通じて、バランスのとれた食事の大切さや健康を考えた食事を身につけるようにします。 食事の関心を高め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけさせて、生涯にわたって健康的な生活を送るための自己管理能力を養います。 		

3 思春期保健対策の充実

思春期における心身の成長は驚くほどの速さで進む一方、身体の成長に心の成長が追いつかずに、精神的に不安定となることも多々あります。また、大人への憧れや性への興味が強くなるのもこの時期であることから、漠然とした不安や悩みを誤魔化すために、飲酒や喫煙などの非行にはしる子どももいます。思春期は誰でも通る道であり、思春期特有の不安は心の成長が進むことで解決されることが多いものの、飲酒や喫煙、薬物乱用、望まない妊娠、中絶などは、子どもの心身の健康へ多大な悪影響を及ぼします。そのため、子どもの健やかな成長を推進する役割がある保護者や学校、警察、医療機関などをはじめとする社会は一丸となって、子どもの健康を守るよう努めていかなければなりません。心身への悪影響の原因となる非行にはしらせないために、思春期特有の不安を軽減することができるよう家庭や学校において子どもの話をよく聞くよう努めたり、関係機関の協力を得て飲酒や喫煙の悪影響などを含む正しい知識を普及したりしていきます。

施策の方向

正しい知識の普及のための性教育	学校教育課 健康推進課・福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、性について正しく理解し、人権尊重、男女平等、命の大切さなどに基づく正しい異性感を持ち、望ましい行動が取れるよう、発育・発達段階に応じた教育・啓発活動を推進します。 		
命の学習	学校教育課 健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校及び高校と連携し、生命誕生や身体の発達の過程の学習、赤ちゃんだっこ体験学習などを、順次実施し、思春期保健指導の推進を図ります。 		
喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための教育	学校教育課 健康推進課・福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 警察や医療機関等の関係機関との連携のもと、子どもたちが心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を推進します。 今後は、県との連携も視野に入れて事業を実施していきます。 		
こころの問題への相談体制	学校教育課 健康推進課・福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 思春期におけるこころの問題に対応するため、学校へのスクールカウンセラーの配置や児童相談員・教育相談員による、こころの問題への相談体制の充実を図ります。 		

4 小児医療等の充実

子どもは免疫力が低いため、大人に比べて感染症にかかりやすいと言われています。幼稚園や保育園に通うようになれば、集団生活における感染も起こりやすくなるため、子どもが体調を崩す度に親は不安な気持ちになることと思います。その時に心強いのは、地域における小児医療であり、休日や夜間の対応が可能な富士・東部小児初期救急医療センターの利用は増加傾向にあります。今後も近隣市町や関係機関との連携を強化し、小児医療の充実を図るとともに、休日や夜間の緊急性のない受診を控えるなど、適切な受診を推進していきます。また、近年、不妊治療に取り組む夫婦も増加傾向にありますが、中には経済的な負担が重いことを理由に治療を断念する夫婦もいます。行政としては、県の事業に上乗せするかたちで、治療費の助成を行い、不妊に悩む夫婦の支援を行っていきます。さらに、不妊には様々な不安や悩みがつきものであることから、少しでもその不安や悩みを軽減できるよう、不妊治療に関する情報提供や相談事業にも力を入れていきます。

施策の方向

小児救急医療対策事業	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 10 月に富士・東部小児初期救急医療センターが開設され利用者が増加していることを踏まえ、適切な受診方法を指導していきます。 また、今後とも近隣市町の病院を含む関係機関と連携をとりながら小児救急医療体制のさらなる充実を図るとともに、医療マップを定期的に更新し、情報提供の充実に努めます。 		

不妊に悩む方への特定治療支援事業	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 保険外診療である特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）については 1 回の治療費が高額で経済的負担が重いため、その軽減を図ることを目的として、県の事業に上乗せして、費用の一部を助成します。また、事業の周知の徹底に努めます。 県などと連携を図りながら、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報や悩みなどの相談に応じ、不安等の解消に努めるとともに、不妊治療への取組みを推進します。 		

基本目標5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

現在の子ども達も、いずれは家庭をもち、子どもを産み育てることとなります。これは昔から繰り返されてきたサイクルではありますが、近年では自分の子どもにどう接すればいいのかわからない親が増加していることが問題となっています。また、子育てに対する不安やストレスから子どもを虐待する親が増加していることも、見過ごしてはならない事実です。このような親が増加している原因の一つに、核家族化・少子化が進み、祖父母に世話をしてもらったり、兄弟姉妹と一緒に遊んだり、幼い子どもとふれあったりした経験が乏しい人が増加していることが挙げられます。そのため、子どもの頃から乳幼児にふれあう機会を設けたり、命の大切さについての教育に力を入れたりすることで、子どもが将来家庭をもち、子どもを産み育てることに対して希望をもてるよう努めていきます。また、子育てにおける家庭の重要さや子どものもつ希望を感じ取り、自分達が次代を担う存在であることの認識にもつなげていきたいと思えます。

施策の方向

命の学習<再掲>	学校教育課 健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校及び高校と連携し、生命誕生や身体の発達の過程の学習、赤ちゃんだっこ体験学習などを、順次実施し、思春期保健指導の推進を図ります。 		
中・高校生と乳児・幼児とのふれあい事業	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 中・高校生が、乳児・幼児とのふれあう機会を通じて、生命の尊さを学ぶことができるよう、また、次代の親としての意識を高揚できるよう、体験学習や託児ボランティア等の機会を設けます。 		

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもにとって、学校とは基礎的な学力や体力を身に付ける場だけでなく、様々な人間関係を体験する場であったり、集団生活を通じて社会のルールを学ぶ場であったり、思いやりや創造性、感性、自主性などを醸成する場であったりするなど、学校には多くの役割があります。このように、学校教育は子どもに対する影響が非常に大きく、将来的な子どもの人格形成や進路の決定にも関わってくる重要なものとなります。そのため、子供の心身の健やかな成長のために学校教育に課せられた責任は大きく、より質の高い教育を提供することが求められています。今後は、少人数授業や学生アシスタント・ティーチャー（SAT）、外部の指導者などを通じた教育を提供し、子ども一人ひとりにより適した指導を行っていきます。また、近年では子どもが事故や犯罪に巻き込まれることが多いことから、教育施設における設備の安全性を確保したり、地域の協力を得ながら登下校中の安全を確保したりしていきます。

施策の方向

少人数授業などきめ細かな指導	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 現在、少人数の授業やチームティーチングなど、多様できめ細かな指導を支援するための県からの教職員が加配されています。今後も少人数学級や加配教員の基準の緩和を国、県に要請し、きめ細やかな指導ができる体制づくりを推進します。 市費負担教員等の配置により、きめ細かな指導の体制づくりを推進します。 		
教育相談・自立支援事業<再掲>	学校教育課 (教育研修センター)	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの就学や家庭での教育などについて相談を受け、指導するとともに、いじめ、不登校、暴力行為、少年非行、児童虐待等の問題行動等に適切に対応するため、問題行動を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ学校・教育委員会・関係機関等が連携して対応するチームを組織し当該児童・生徒を支援します。 		
学校体育外部指導者派遣事業(県事業)の活用	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健やかな体の育成を目指し、専門的な知識・技能を有する外部指導者を招き、児童・生徒に適切な指導を行うと共に、教師の指導力の向上を図ります。 		
運動部活動外部指導者派遣事業(県事業)の活用	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 中学校において、教職員の中に専門的な技術指導力を備えた指導者のいない学校(部)に対して、地域のスポーツ指導者を招くことにより部活動の活性化、生徒が生涯にわたってスポーツを楽しむ習慣を育みます。 		
小・中学校 学校評議員の設置	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 学校運営の状況等を保護者や地域住民等に周知するとともに、保護者地域住民等の意向を把握し、学校に反映させたり、協力を得たりすることで、地域に開かれた学校づくりを目指すとともに、評議員を通じた地域との連携をさらに強化していきます。 		

「子ども協育連絡協議会」	学びのまちづくり課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがさらに充実した学校生活や社会生活が行えるよう 地域・学校・家庭・行政が「有機的連携」と「相互協力」を目的としそれぞれが同じテーブルで、子どもたちへの支援策について協議します。今後も放課後子ども総合プランの運営など、子どもの健全育成事業を積極的に推進していきます。 		
学校施設の整備事業	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 安全性が高く、良好な学校運営を行えるようにするため、学校施設の工事・修繕等を計画的に実施します。 		
家庭・地域等と連携した学校安全管理 (スクールガード)	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の身体・生命の安全を第一とし、学校内外における安全管理に万全を期します。 緊急時の手順・情報伝達体制・役割分担等具体的に機能する組織の充実を図ります。 関係機関との連携を密にし、防犯情報等の共有に努め、緊急時における支援協力体制を整えます。また、地域の協力を得る中で、児童・生徒の登下校時等の安全確保のため、スクールガードの配置、「こども110番の家」の設置拡充に取り組んでいます。 以上を目標に、地域と連携した安全管理を行います。 		
学生アシスタント・ティーチャー(SAT) 配置事業	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 授業中及び放課後の学習支援をはじめとした児童・生徒へのきめ細かな指導を一層充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るとともに、都留文科大学教員志望者の将来の教員としての資質・能力の向上を図ります。 		

3 家庭や地域の教育力の向上

子どもの教育に関する課題の一つとして、核家族化や共働きの増加により、家庭における教育の時間が減少したり、教育の質が低下したりしていることが、挙げられます。そこで、その家庭の教育力の不足を補うために必要となるのは、地域の教育力の充実です。これまでも、地域における教育は、老若男女との交流や地域行事における役割などの面で非常に有効だとされてきましたが、今後は放課後子ども教室などの子どもの居場所づくりなど、低下する家庭の教育力を補うような役割にも期待されています。また、ママさんクラス・パパさんクラスの実施などで家庭の教育力の向上にも努め、家庭と地域とが協力して子どもの教育を行える体制を整備していきます。

施策の方向

ママさんクラス・パパさんクラス(両親学級) <再掲>	健康推進課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 初産婦を対象に、妊娠、出産、育児の知識や技術習得、仲間との交流情報交換などを、保健師、栄養士、助産師等の専門職による指導で1コース6日間、年間4コースを実施します。 また、初産婦の夫に対して、子育ての支援者としての役割を理解する学習を、年間4回実施します。 両親の参加率の向上に努めるとともに、第2子、第3子の妊婦や子供同伴での参加に対応するため、スタッフの増員を検討します。 		

放課後子ども教室推進事業	学びのまちづくり課	充実・拡充
<ul style="list-style-type: none"> 放課後や週末等に学校施設やその周辺の公共施設を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域協働のまちづくり推進会と連携を図り、地域の方々の参画を得て、遊びや自然体験、文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進します。 また、各地域の協働のまちづくり推進会の中に「放課後子ども教室実行委員会」を位置づけて実施されていることから、地域の事業推進への意向を把握し、拡充に努めていきます。 総合的な放課後対策事業を推進する観点から、「放課後児童クラブ（学童保育）」の子どもたちにも積極的に参加を呼びかけ、一緒に活動できる居場所として「放課後子ども教室」を実施し、連携を図ります。 事業継続に向けて、指導者の確保や都留文科大学・学生指導員との日程の調整を図ります。 		

のびのび興譲館事業	学びのまちづくり課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 小学4年生から中学3年生を対象に、豊かな心を育てる体験学習塾「のびのび興譲館」では、主体性や協調性を学びながらたくさんの友だちを作り、創造性豊かなたくましい心身を育み、地域のジュニアリーダーとして活躍できる人材の育成を目指しています。 今後は、より主体性や協調性を学ぶことができるよう、子ども達のニーズに合った活動内容を検討します。 		

いきものふれあいの里の運営	産業観光課	充実・拡充
<ul style="list-style-type: none">• 自然を体感する経験を通じて、感じる心、気づく心を育み、野生動物やいきものたちを観察することなどの体験学習を通じて、児童の健全育成を図ります。• 都留市独自の環境教育プログラムを軸に、児童・生徒のみならず、指導する立場にある保育士・教師・保護者への自然・野生動植物への理解を深め、役割ならびに価値を理解しあう研修プログラムと制度を拡充していきます。		

4 児童の健全育成

就学後、子どもは学校教育において多くのことを経験し、心身ともにめざましい成長を遂げます。また、子どもの就学を機に働き始める親が多いように、それまで多くの時間を親と過ごし、親の保護の下で活動していた子どもも、子どもだけで活動する機会が増えることで、徐々に責任感や判断力、危険回避能力などを養っていきます。そのため、この時期における児童がどのような体験をするかということは、将来の子どもの自立にも大きく関わってくることであり、非常に重要なものとなります。本市では、子どもの主体性や協調性、豊かなこころの醸成や、様々な年齢の子どもと一緒に活動することでリーダー性や思いやりのこころを養うことを目指し、放課後子ども教室やのびのび興譲館、いきものふれあいの里を実施・運営しています。今後もこれらの活動を継続、周知を図り、子どもの希望に合わせ、多種多様な経験ができる場の提供に努めていきます。

施策の方向

放課後子ども教室推進事業<再掲>	学びのまちづくり課	充実・拡充
<ul style="list-style-type: none"> 放課後や週末等に学校施設やその周辺の公共施設を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域協働のまちづくり推進会と連携を図り、地域の方々の参画を得て、遊びや自然体験、文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進します。 また、各地域の協働のまちづくり推進会の中に「放課後子ども教室実行委員会」を位置づけて実施されていることから、地域の事業推進への意向を把握し、拡充に努めていきます。 総合的な放課後対策事業を推進する観点から、「放課後児童クラブ（学童保育）」の子どもたちにも積極的に参加を呼びかけ、一緒に活動できる居場所として「放課後子ども教室」を実施し、連携を図ります。 事業継続に向けて、指導者の確保や都留文科大学・学生指導員との日程の調整を図ります。 		
のびのび興譲館事業<再掲>	学びのまちづくり課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 小学4年生から中学3年生を対象に、豊かな心を育てる体験学習塾「のびのび興譲館」では、主体性や協調性を学びながらたくさんの友だちを作り、創造性豊かなたくましい心身を育み、地域のジュニアリーダーとして活躍できる人材の育成を目指しています。 今後は、より主体性や協調性を学ぶことができるよう、子ども達のニーズに合った活動内容を検討します。 		
いきものふれあいの里の運営<再掲>	産業観光課	充実・拡充
<ul style="list-style-type: none"> 自然を体感する経験を通じて、感じる心、気づく心を育み、野生動物やいきものたちを観察することなどの体験学習を通じて、児童の健全育成を図ります。 都留市独自の環境教育プログラムを軸に、児童・生徒のみならず、指導する立場にある保育士・教師・保護者への自然・野生動植物への理解を深め、役割ならびに価値を理解しあう研修プログラムと制度を拡充していきます。 		
青少年育成事業	学びのまちづくり課	充実・拡充
<ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域における子どもと年齢・世代・文化等を超えた人達が広く交流を図り、その活動を通して子どもの豊かな社会性を育むと同時に地域の住民等の高い連携意識を生かしながら、子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めます。 事業継続に向けて、指導員の確保に努めます。 		

基本目標6 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

1 子どもが安心して遊ぶことのできる環境の整備

子育てに関する保護者の要望が多い分野の一つに、子どもを遊ばせられる場所・施設の充実があります。就学前の子どもは親と一緒に掛けることが多い一方、就学後は放課後や休日などに子どもだけで遊びに行くことが多いように、子どもの年齢や親の就労状況などによって、子どもが公園や図書館などを利用する頻度は異なるため、そのニーズも多様化しています。しかし、近年子どもを狙った犯罪が多発していることから、安全に配慮した場所・施設へのニーズは全体的に高くなっているものと思われます。本市では、図書館に幼児とその親の居場所となる「絵本コーナー」や「幼児・情報フロア」を設置し、親子が気軽に利用できる場として開放しています。また、児童が読書と親しむために図書館を利用することも推奨しています。公園等に関しては、遊具の点検・整備の徹底により事故を予防したり、地域の協力のもと、見回りなどを行ったりして、子どもが安心して遊ぶことのできる環境を整えていきます。

施策の方向

図書館の整備	学びのまちづくり課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 図書館利用の啓発を行うとともに、行事や小集会を開催することで、親子等の居場所としても有効な「絵本コーナー」や「幼児・情報フロア」の活用と施設の周知を促進します。 		
公園等の整備	基盤整備課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 日常の憩いの場、児童がのびのびと遊ぶことができる場所として公園や緑地などを整備していくことを検討しながら、親子が安心して公園を利用できるよう、遊具の点検・整備や有害物の取り締まり、見回りなど地域の協力を得ながら安全性の確保に努めます。 		

2 安心して外出できる環境の整備

普段は何気なく利用している道や施設でも、子どもを連れて歩くことで、不便さや危険を感じる点があることに気が付くことも多くあります。ベビーカーを利用していれば道路の段差や階段を不便に感じたり、歩道と車道が分離していない道を子どもと歩くことに危険を感じたりする人もいます。また、外出先にベビールームや授乳コーナーなど、乳幼児とその親のための設備がないために、不便な思いをする人もいます。このように、大人が利用する分には問題がない道や施設であっても、実際には不便を感じる人もいることを念頭におき、子どもや妊産婦、高齢者、障害者を含むすべての人が利用しやすい環境を整備していくことが行政に求められています。さらに、安心して外出できる環境が整うことで、引きこもりや親の孤立、児童虐待などを未然に防ぐための策としても有効に作用するかと思われます。また、困っている人を見つけたら自然と手助けができるよう、市民にソフト面での取組みを呼びかけていきます。

施策の方向

ウォーキングトレイル事業	基盤整備課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 市民の歩くニーズに応え、ゆとりとうるおいが実感できる質の高い歩行者空間を形成することを目的に、市のユニバーサルデザイン指針の施策「安心・安全・快適なまちづくり」の推進に基づいて第1期の整備が完了しており、今後の整備はその成果を見定めて検討します。 悠久のときを感じ歩く小径として整備し、「城下町つる」を偲ばせる町割りや寺社など、歴史を感じさせる多くの史跡や文化財に触れ、歴史ロマン溢れる 3.8 km を散策しながら、歩くことにより市民の健康づくりをしています。 今後は、観光方面で市外の方々にアピールし、「都留のやさしさ」に触れ、利用者の増加を目指します。 		
ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備事業	全庁	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ベビーカーを利用する人などが安心して移動できるよう、スロープや玄関の段差解消について多くの市民が利用する公共施設から、順次整備を推進します。 		
ベビールームや授乳コーナー等の設置	福祉課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親が気軽に外出し、社会参加できるよう、公共施設へのベビールームや授乳コーナー等の整備を検討します。 		

3 安全・安心なまちづくりの推進

地域において充実した生活する上で重要なのは、地域の安全・安心が維持されていることです。昨今では、子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪が多発していることから、地域において子どもを守ることの必要性を再認識する必要があります。また、子どもも各種教室を通じて、自身を危険から守るためには何ができるかについて理解することが大切です。中でも交通事故は、交通ルールを遵守することで防げるものが多いことから、子どもの頃から交通ルールを遵守することの大切さを繰り返し指導する必要があります。犯罪を防ぐことができるかはケースにもよりますが、日頃から知らない人についていかない、暗い道は歩かないなどといった、犯罪に巻き込まれないための予防的な取組みを子どもに実践させて身に付けさせる必要があります。また、いざという時に駆け込めるよう、子どもと一緒に「こども 110 番の家」の場所を確認することも重要です。行政としても、子どもの登下校中の安全・安心を守るため、スクールガードの配置などに取り組んでいきます。

施策の方向

交通安全教育の推進	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 交通安全協力団体等と協力し、幼児・児童の入園・入学時に交通安全指導を行います。 交通安全教材及び啓蒙グッズの配布を行います。 		
家庭・地域等と連携した学校安全管理 (スクールガード) <再掲>	学校教育課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の身体・生命の安全を第一とし、学校内外における安全管理に万全を期します。 緊急時の手順・情報伝達体制・役割分担等具体的に機能する組織の充実を図ります。 関係機関との連携を密にし、防犯情報等の共有に努め、緊急時における支援協力体制を整えます。また、地域の協力を得る中で、児童・生徒の登下校時等の安全確保のため、スクールガードの配置、「こども 110 番の家」の設置拡充に取り組んでいます。 以上を目標に、地域と連携した安全管理を行います。 		
都留市通学路安全推進協議会	学校教育課	新規
<ul style="list-style-type: none"> 市内通学路について、児童及び生徒がより安心して通学が行えるよう、学校、地域、警察、行政が連携し、通学との安全対策を推進していきます。 		

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットの普及や24時間営業店舗の増加により、生活は非常に便利となりましたが、それだけ子どもが有害環境に触れる可能性も高くなったということです。今大きな社会問題となっているのは、子どもがSNSや無料通話アプリなどを介した交友関係から犯罪被害に遭うケースが多くなっていることです。原因の一つとして、インターネットの使い方を間違えれば犯罪に巻き込まれたり、社会的に大きな問題となったりする可能性があることを理解しないまま利用している子どもが多いことが挙げられます。また、子どもを有害情報から守る術としてフィルタリングなども導入されていますが、これらを適用するかの判断は保護者に委ねられていることから、子どもと保護者の両者に対して今一度適切な使い方について教育を実施する必要があります。さらに、子どもに有害とされている雑誌やDVDなどについては、製造元や販売店などに理解を求め、陳列方法や販売方法などに配慮を求めています。

施策の方向

地域安全活動推進事業	学びのまちづくり課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関、団体等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する子どもへの有害情報の自主的措置の働きかけを推進します。 		
情報モラル教育の推進	学びのまちづくり課 学校教育課 政策形成課	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> インターネットや携帯電話等の有害情報から、子ども自身が身を守ることができるように、小中学校でインターネット等の適切な利用方法などについて教えたり、家庭や地域社会が一体となって、情報モラル教育を推進します。 		

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

【区域設定の概要】

子ども・子育て支援法 第61条第2項において、市町村は地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を“教育・保育提供区域”として設定することとされています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（＝教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

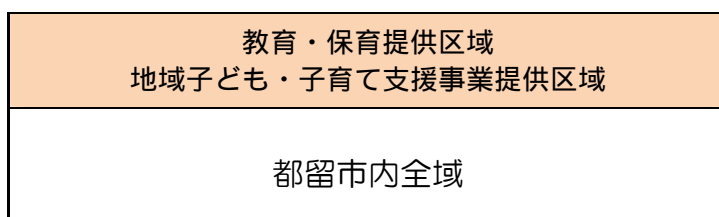
【区域設定の考え方】

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

【都留市における教育・保育提供区域】

上記の考え方を踏まえ、都留市では、教育・保育提供区域を、市内全域（1区域）に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、市内全域（1区域）に設定します。



2 幼児期の学校教育・保育事業

量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

認定区分

区分	年齢	保育の必要性	利用施設・事業
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり	保育所、認定こども園 *幼稚園利用も可能
3号認定	満3歳未満		

教育・保育の確保内容（施設及び事業）

区分	利用施設・事業
特定教育・保育施設	施設型給付を受ける教育・保育施設 ①幼稚園 ②保育所 ③認定こども園
確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けない幼稚園 *現行制度を継続する幼稚園
特定地域型保育事業	地域型保育給付を受ける地域型保育事業 ①小規模保育（定員6～19人） ②家庭的保育（定員5人以下） ③居宅訪問型保育 ④事業所内保育

量の見込みと確保の内容

	平成26年度				平成27年度							
	満3歳以上		満1、2歳	0歳	満3歳以上		満1、2歳	0歳				
	1号認定	2号認定 特定教育を希望 その他	3号認定		1号認定	2号認定 特定教育を希望 その他	3号認定					
① 量の見込み (必要利用定員総数)	142	609	201	43	100	79	491	293	55			
② 確保の内容	特定教育・保育施設	/				145	580		293	55		
	確認を受けない幼稚園					0	0		/		0	0
	特定地域型保育事業					/		/			0	0
	合計									145	580	
差(②—①)	/				45	0		0	0			

	平成 28 年度					平成 29 年度				
	満3歳以上		満1、2歳	0歳	満3歳以上		満1、2歳	0歳		
	1号認定	2号認定 特定教育 を希望 その他	3号認定		1号認定	2号認定 特定教育 を希望 その他	3号認定			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	102	80	504	283	54	100	78	490	277	53
② 確保の内容	特定教育・保育施設	130	580	283	54	130	580	277	53	
	確認を受けない幼稚園	0	0			0	0			
	特定地域型保育事業			0	0			0	0	
	合計	130	580	283	54	130	580	277	53	
差 (②—①)	28	▲4	0	0	30	12	0	0		

	平成 30 年度					平成 31 年度				
	満3歳以上		満1、2歳	0歳	満3歳以上		満1、2歳	0歳		
	1号認定	2号認定 特定教育 を希望 その他	3号認定		1号認定	2号認定 特定教育 を希望 その他	3号認定			
① 量の見込み (必要利用定員総数)	101	80	497	273	53	99	78	484	272	53
② 確保の内容	特定教育・保育施設	130	580	273	53	130	580	272	53	
	確認を受けない幼稚園	0	0			0	0			
	特定地域型保育事業			0	0			0	0	
	合計	130	580	273	53	130	580	272	53	
差 (②—①)	29	3	0	0	31	18	0	0		

0歳～2歳の保育利用率

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳～2歳児人口(人)	682	663	650	642	642
保育利用者(人)	348	337	330	326	325
保育利用率(%)	51.0%	50.8%	50.8%	50.8%	50.6%

量の確保方策

- 平成 26 年度現在、1号認定については、私立2幼稚園で事業を行っており、利用定員は150名となっていますが、平成 27 年度に2園とも、認定こども園に移行する予定です。
- 2・3号認定については、公立1保育所、私立10保育園で事業を行っており、利用定員は合わせて 名となっています。
- 平成 28 年度の2号認定の見込みは確保人数より4名多いですが、1号認定の定員を含めて全体では確保できることになります。

3 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおり設定します。

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

(単位：人)	平成 26年度 (年度未見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	280	240	240	234	234	231
② 確保の内容		240	240	234	234	231
		7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度現在、私立7保育園で当該事業を実施しています。量の見込みが最大である平成27年度の240人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(2) 放課後児童健全育成事業

事業内容

放課後児童クラブ(学童保育)は、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

	平成 26年度 (年度未見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	319	415	400	392	375	372
低学年	319	251	239	229	215	220
高学年	—	164	161	163	160	152
② 確保の内容		415	400	392	375	372
		11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度時点、市内の8小学校区(11クラブ)で当該事業を実施しています。新制度では高学年も利用可能となりますが、量の見込みが最大である平成27年度の415人に対し、供給体制で受け入れが可能となっています。

- 放課後児童クラブ(学童保育)及び放課後子ども教室の連携について

現在、「放課後子ども教室」は、東桂・宝・谷村第二・旭・禾生第二の5小学校区で活動を実施しており、グラウンドや体育館、各コミュニティセンターなどの公共施設を利用し、遊び、自然体験・農業体験活動、料理、ものづくりなどの活動を行っています。この活動に「放課後児童クラブ(学童保育)」も参加したりしています。

「放課後児童クラブ(学童保育)」と「放課後子ども教室」の連携をさらに深め、一体となって活動できるよう検討し、内容の充実を図っていきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	平成 26年度 (年間見 込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

量の確保方策

- ・平成26年度現在、当該事業の実績はありません。利用希望があった時は、都留児童相談所等と連携をとり、一時保護の対応を図ります。

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人回/年)

(単位：人回)	平成 26年度 (年間見 込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	4箇所	1,664	1,618	1,586	1,567	1,567
② 確保の内容		4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

量の確保方策

- ・市内の4カ所の子育て支援センターにて、当該事業を実施しています。具体的な事業を開催する際は、企画段階で希望者(参加者)を集約して実施していきます。

(5) 一時預かり事業

事業内容

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育園等で実施していきます。

① 幼稚園における一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	平成 26年度 (年間見 込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	2,900	2,966	3,036	2,976	2,930	3,007
1号認定の利用		711	727	714	702	721
2号認定の利用		2,255	2,309	2,262	2,228	2,286
② 確保の内容		2,966	3,036	2,976	2,930	3,007
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度現在、私立の2幼稚園で当該事業を実施しています。量の見込みが最大である平成28年度の3,036人日/年に対し、現在の供給体制でも受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

② その他(在園児対象型を除く)一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	平成 26年度 (年間見 込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	50	43	42	41	38	39
② 確保の内容		43	42	41	38	39
一時預かり		0	0	0	0	0
ファミリーサポートセンター		0	0	0	0	0
差(②-①)		43	42	41	38	39
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度現在、ファミリーサポートセンターで当該事業を実施しています。量の見込みが最大である平成27年度の43人日/年は、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(6) 病児・病後児保育事業

事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	平成 26年度 (年間見 込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	360	756	755	737	738	729
② 確保の内容		753 1箇所	755 1箇所	737 1箇所	738 1箇所	729 1箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度現在、市内の1施設で当該事業を実施しています。ニーズが非常に高い事業ですが、看護師等の人材を確保することで、対応していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)(小学生)

事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	平成 26年度 (年間見 込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	0	51	48	49	46	45
② 確保の内容		51	48	49	46	45
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度の実績はありませんが、ファミリーサポートセンターでは、小学生の受け入れも行っており、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

(8) 利用者支援事業

事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（子ども・子育て新制度において新設された事業）

量の見込みと確保の内容

	平成 26年度 (箇所)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	/	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)	/	0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・福祉課で対応していきます。

(9) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人回/年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	230	216	212	209	208	210
② 確保の内容	実施場所	都留市立病院、山梨赤十字病院、富士吉田市立病院				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24週～35週：2週間に1回 妊娠36週～分娩：1週間に1回				

量の確保方策

- ・健康推進課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人/年)

	平成 26年度 (年間見 込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	230	216	212	209	208	210
② 確保の内容	実施体制	健康推進課(5人)				
	実施機関	都留市立病院				

量の確保方策

- ・健康推進課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(11) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人/年)

	平成 26年度 (年間見 込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	15	15	15	15	15	15
② 確保の内容	実施体制	福祉課相談員・保健師(3人)				
	実施機関	福祉課				

量の確保方策

- ・福祉課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

第6章 計画の推進に向けて

本計画は幅広い分野において、多岐にわたる子育て施策を盛り込んでおり、きめ細やかな取組みが必要とされます。そのため、本計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本市ではこれまで、子育て支援に関する情報および利用方法などを広報や市のホームページを活用して公開し、市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所（園）、認定こども園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障害児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。

資料編

都留市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 30 日条例第 24 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、都留市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。
[子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項]

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。
[法第 77 条第 1 項各号]

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 12 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和 32 年都留市条例第 18 号)中「各種委員、協議会の委員」の規定を準用する。

[都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和 32 年都留市条例第 18 号)]

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 子ども・子育て会議の庶務は、市民・厚生部福祉課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都留市子ども・子育て会議委員名簿

任期 平成 25 年 10 月 31 日～平成 28 年 10 月 30 日

新規：任期 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

	区 分	氏 名	所 属 等
1	子どもの保護者	遠山 廣明	小中学校 PTA 連合会会長
2	子どもの保護者	志村 秀樹	保育所連合会保護者会会長
3	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	武井 治郎	都留医師会
4	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	亀澤 正隆	保育所連合会会長
5	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	森屋 明子	幼稚園代表（ひまわり幼稚園）
6	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	三枝 里実	放課後児童クラブ代表
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小林 和美	主任児童委員代表
8	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	石合 廣幸	教育研修センター
9	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	三枝 泰子	都留市小中学校長会会長
10	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	藤森 晴江	都留市家庭教育支援チーム
11	公募市民	飯山 英美	
12	公募市民	上田 聖子	

(敬称略)

都留市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日にち	内 容
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	
平成●年●月●日	

都留市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行
企画・編集

都 留 市
都留市役所 福祉課

〒402-0051 山梨県都留市下谷 2516-1

いきいきプラザ都留

電話 0554-46-5112 / FAX 0554-46-5119

URL <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>